

## 平成18年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成18年6月19日（月曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 いきいきふるさと常任委員会報告
- 第 7 行財政改革調査研究特別委員会報告（中間）
- 第 8 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第 9 報告第 2号 平成17年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第 3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第11 報告第 4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第12 同意第 1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 選挙管理委員の選挙について
- 第14 選挙管理委員補充員の選挙について
- 第15 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度中頓別町一般会計補正予算 3月31日専決）
- 第16 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 3月31日専決）
- 第17 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 3月31日専決）
- 第18 一般質問
- 第19 議案第 1号 北海道市町村総合事務組合規約の一部変更に伴う協議について
- 第20 議案第 2号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更について
- 第21 議案第 3号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第 4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第 5号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 第24 議案第 6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第25 議案第 7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算

- 第26 議案第 8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算  
 第27 議案第 9号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算  
 第28 議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算  
 第29 発議第 1号 道路整備に関する意見書(案)  
 第30 発議第 2号 「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書(案)  
 第31 発議第 3号 地方交付税制度の財源保障機能等を堅持し、真の地方分権改革推  
 進を求める意見書(案)  
 第32 閉会中の継続調査申出について

○出席議員(10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君  |
| 3番 山本得恵君  | 4番 柳澤雅宏君  |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君  |
| 7番 石井雄一君  | 8番 村山義明君  |
| 9番 宮崎安史君  | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |          |       |
|----------|-------|
| 町長       | 野邑智雄君 |
| 助役       | 矢部守世君 |
| 教育長      | 福家義憲君 |
| 総務課長     | 安積明君  |
| 総務課参事    | 小林生吉君 |
| 総務課参事    | 遠藤義一君 |
| 総務課主幹    | 菊地誠治君 |
| 総務課主査    | 本多政幸君 |
| 産業建設課長   | 柴田弘君  |
| 産業建設課主幹  | 吉田行博君 |
| 産業建設課主幹  | 中原直樹君 |
| 産業建設課主幹  | 青木彰君  |
| 保健福祉課長   | 奥村文男君 |
| 保健福祉課参事  | 竹内義博君 |
| 教育次長     | 石川篤君  |
| 教育委員会主幹  | 藤井富子君 |
| 給食センター所長 | 村越重忠君 |

出納室長	米屋彰一君
国保病院事務長	高井秀一君
天北厚生園長	千葉辰雄君
天北厚生園次長	家入隆君
南宗谷消防組合	鳥田博君
中頓別支署長	鳥田博君
自動車学校長	浅野豊君
保育所長	遠藤美代子君
こどもセンター長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	高井水脈子君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成18年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において6番、藤田さん、7番、石井さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成18年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月15日及び6月15日に議会運営委員会を開催したので、内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日6月19日から20日までの2日間とする。なお、会議に付された事件が本日中にすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、任期満了に伴う選挙管理委員及び同補充員の選挙は、指名推選で行い、いずれも会議に諮り、議長が指名する。

4、一般質問について、通告期限内に報告した者は4名であり、質問内容に重複はなかった。

5、陳情の取り扱いについて、陳情第1号 医師・看護師等の大幅増員を求める陳情、陳情第2号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書採択を求める陳情、陳情第3号 医療制度改革元年法案の徹底審議及び抜本的見直しを求める意見書の陳情は、いずれも郵送であり、紹介議員は付されていない。全議員に陳情の写しを配付し、意見書発議の意向を募ったが、引き受ける者がなかったため、いずれも議長預かりとする。

6、意見書の取り扱いについて、発議第1号 道路整備に関する意見書（案）、発議第2号 「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書（案）、発議第3号 地方交付

税制度の財源保障機能等を堅持し、真の地方分権改革推進を求める意見書（案）は、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議をする。

7、町側から提案されている職員給与条例の一部改正外9議案は、いずれも本会議で審議する。

なお、4月27日、陸別町で開催された北海道少数議員定数町村議会研修会に議会運営委員3名と議長が出席し、今後の議会運営について研さんを深めましたが、その内容につきましては既に配付済みの研修会記録のとおりでございますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了いたしました。

#### ◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日6月19日から20日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月19日から20日までの2日間とすることに決定しました。

#### ◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、議長一般報告を行います。

議長としての報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、5月29日、稚内市で開催されました宗谷町村議長会定期総会で役員改選が行われまして、会長に小室修一豊富町議会議長、私が副会長に選出されましたので、ご報告を申し上げます。また、6月9日、札幌市で開催されました北海道町村議会議長会第57回定期総会で小室会長が道町村議長会副会長に、私が評議員に選出されましたので、あわせてご報告を申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時40分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、町長一般行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。大変お忙しい時期にもかかわらず全員の議員の皆さん方の出席をいただきましたことに、まず初めにお礼を申し上げたいと思いますし、またこのたび自治功労賞を受賞された石神議長さんにおかれましては長年の自治発展のためにご尽力をいただきましたことにつきましても、この席をかりて厚くお礼を申し上げますとともに、お祝いを申し上げたいと思います。

それでは、3月15日から昨日まで、6月18日までの町長一般行政報告について3点ほどご報告を申し上げたいと思います。なお、報告以外の関係につきましては、印刷物においてご理解を賜りたいと、このように思います。

まず、1点目でありますけれども、小頓別郵便局の取扱い業務変更に関する日本郵政公社の計画についてであります。現在小頓別郵便局が取扱っている集配業務、預金・保険の集金業務を音威子府郵便局に変更する計画が5月10日来庁した日本郵政公社北海道支社郵便事業部営業課長から正式に示されました。同計画の内容は、次のとおりであります。

1点目は、小頓別郵便局の集配業務、預金・保険の集金業務を音威子府郵便局が担当すると。実施時期については、平成18年10月頃を予定をしていると。次に、貯金・保険サービスでは、年金・恩給の受取りはこれまでどおり小頓別郵便局。郵便貯金・簡易保険の集金は、音威子府郵便局から出向く。取扱い変更に関する地域住民への周知については、チラシなどで行うと。こういうようなことが示されました。これに対して、私どもは同計画の見直しを求めるとともに、小頓別郵便局の集配業務等を中頓別郵便局が管轄するよう要請もいたしました。なお、これにつきましては、どうしても小頓別であることができない場合については町内にある中頓別郵便局に変更してもらえないかと、こういう要請をしたところでありました。なお、日本郵政公社が平成19年10月の民営化、分社化の実施に向け、全道160カ所の集配郵便局を窓口のみの無集配化する再編計画に関しまして、北海道町村会は5月30日、日本郵政公社に対して反対の要請をしておりますし、また宗谷町村会では6月5日に同公社の北海道支社に対しまして、集配郵便局の再編に当たっては特に宗谷管内は離島や過疎・山村地域の現在の郵便局機能を維持するための措置を講じるよう、それぞれ要請を行ってまいりました。

2点目でありますけれども、北海道の市町村合併推進構想案についてであります。新合併特例法に基づき、道内の市町村を180から59に再編する北海道の合併推進構想案が6月2日に公表されました。構想案の中では、本町は枝幸町、浜頓別町との組み合わせになりました。構想案は、このあと道が道民の意見を募集をしながら、道議会の議論を経た上で正式に策定されることとなります。なお、構想案につきましては、6月7日、宗谷支庁長等が来庁し、私ども説明を受けているところでございます。

次に、3点目でありますけれども、懸案でありました国保病院の看護師長の採用の関係であります。7月1日付で採用が決定をいたしました。氏名は田澤一枝さんでありまして、昭和18年生まれの63歳であります。看護師、助産師等の資格を有し、本年3月末まで稚内の禎心会病院に勤務された方で、今後看護部門の責任者として医療サービスの充実に努めていただくよう中頓別に勤務をしていただくことになりました。

以上3点報告をいたして、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これで町長の一般行政報告は終了いたしました。

#### ◎いきいきふるさと常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、いきいきふるさと常任委員会報告を行います。

所管事務調査結果について委員長の報告を求めます。

村山さん。

○いきいきふるさと常任委員長（村山義明君） 所管事務調査。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

1、日時、平成18年5月15日（月）午前11時40分～午後2時20分。

2、場所、議場。

7、調査項目、環境基本計画・進捗状況について。ふるさと回帰（定年帰農、移住・定住事業等）の可能性について。

8、調査経過、環境基本計画・条例の進捗状況について、小林総務課参事が説明した。前回所管事務調査（平成18年2月24日、旧総務文教常任委員会）では、環境基本計画（以下、「計画」という。）の答申が遅れているものの、環境基本条例（以下、「条例」という。）提案は、第2回定例会で行うとの説明であった。しかし、今回の調査では、「環境なかとんべつ町民会議」の計画策定作業が停滞しており、条例提案も先送りされることが明らかになった。町側で立案している条例は、すでに原型が整い、後は計画から抽出される本町の独自色を反映させる段階にあり、計画の答申を待って、条例提案の最終期限を遅くとも第4回定例会（12月）とする見通しが示された。質疑では、町民合意のない河川改修や国有林伐採、民有林の乱伐等に対抗できる実効性ある条例とするよう要望が出され、検討が約束された。また、本来なら上位規範として位置付けられる自治基本条例が先行し、分野別基本条例が体系的に下位につらなるべきとの意見が出され、矢部助役が自治基本条例について、町長任期中の策定を検討すると言及した。

ふるさと回帰の可能性についても小林総務課参事が説明した。団塊の世代の大量退職がはじまる2007年度に焦点を合わせ、各地で移住促進事業が進められており、北海道が主催する「北の大地への移住促進事業」、全道58の市町村で設立された「北海道移住促進協議会」には本町も参加している。ふるさと回帰運動の全国組織「100万人のふるさと回帰・循環運動推進センター」（平成14年11月設立・NPO）が都市と農山漁村の

交流促進活動を展開しており、本町も参画の意向を固めている。本町が推進する具体的な施策としては、①、将来NPO法人化も視野に入れた移住に関する相談・支援のための組織づくり、②、北海道、北海道移住促進協議会、民間企業（JTB等）と連携した中長期の田舎暮らし体験提供事業、③、町有（教員、公営）住宅情報、民間の空き家・空き地情報のホームページ掲載（6月予定）、④、北海道、北海道移住促進協議会などが主催する移住促進事業への参加とPR活動などが検討されている。事業の可能性については、交流人口の拡大を糸口に都市と田舎を往復する二地域居住者の創出と定住人口の増加をめざしており、体験観光との連動やコミュニティ活動への参加、遊休土地の有効活用や住宅建設など地域経済への波及効果にも期待をにじませている。当面の課題は、今年度敏音知地区の教員住宅を「お試し移住体験」に使うため、地元自治会の協力をはじめとした受け入れ体制づくりや失敗しない移住のための情報発信力の増幅であり、将来的課題としては、土地・住宅の確保と供給、就農希望者や農的暮らし志向の移住者に応える農地取得問題などが横たわっている。

9、調査の結果又は意見、環境基本計画・環境基本条例は、平成15年度の町政執行方針で策定の取り組みを公約してから3年が経過しており、わずか1つの条例案がいまだにつくられないことに行政の力量が問われている。遅延の理由はともかく、このままでは環境重視の町づくりの輪郭が見えず、現町政下での実践期間も担保されないので、極力早く策定し、提案するよう求める。また、環境基本条例の上位規範としての自治基本条例を町長任期中に検討することであり、両条例の整合性を高めるため、今後の策定作業を連動させるべきである。

ふるさと回帰に関し、主に首都圏に住む本町出身者・元住民の視点と役どころが大きいので、早急にふるさと会を再生し、情報受発信の媒介のみならず、PR活動などで支援を得られるよう連携を強めるべきである。本町の魅力をアピールできる移住体験メニューをあらかじめ整え、応募があれば即応じられるようにすべきである。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） これできいきふるさと常任委員会報告は終了いたしました。

#### ◎行財政改革調査研究特別委員会報告（中間）

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、行財政改革調査研究特別委員会中間報告の件を議題とします。

特別委員長から、会議規則第47条第2項の規定により中間報告の申し出がありますので、これを許します。

宮崎さん。

○行財政改革調査研究特別委員長（宮崎安史君） 行財政改革調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

平成18年6月19日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

行財政改革調査研究特別委員会委員長、宮崎安史。

委員会報告書（中間）。

行財政改革調査研究特別委員会は、天北三町村による合併協議が終焉し、本町が当分の間「自立」の道を歩むことを背景に、平成16年12月20日、本会議での決議により設置された。

本委員会では平成17年第2回定例会で中間報告を行っているが、それ以降の調査経過、調査意見を取りまとめたので、再度報告する。

調査経過、調査経過につきましては事前に書面を配付しておりますので、省略させていただきます。

調査意見、本委員会は、設置決議から約1年半にわたり本町の行財政改革の諸問題を調査研究し、自立のための財政計画を検証してきた。この間、町は今後の厳しい行財政環境に対処するため、平成17年5月25日、住民による諮問機関「中頓別町中長期行財政運営計画策定委員会」を設置し、行政改革計画、協働（パートナーシップ）による新たな公共サービス推進計画、中長期財政計画の策定を委ねている。策定委員会では約9カ月の調査検討期間を経て、平成18年3月30日、「中長期行財政運営計画に関する最終報告書」（以下、「報告書」という。）を答申した。報告書には、新合併特例法のもとで自治の選択肢を探りつつも、平成18年度から向こう10年間を自立のための計画期間とし、「選択と集中」を基軸に、町職員と住民の双方に意識変革を促し、費用対効果を判断基準とした効率の高い自治体経営に至る道筋が描かれている。そのスタートには、政策決定の透明性を高める徹底した情報の公開と共有、行政評価制度の導入があります。コスト削減と新たなニーズへの対応を両立するため、外部委託の推進にとどまらず、公共サービスを支える担い手構造の見直しが避けて通れないと判断している。このため、コミュニティ（地域社会）の潜在力を引き出し、行政と対等関係に立つ住民や企業などに自治のバトンを手渡ししながら、ゴールである「小さな役場」を目指すよう求めている。

コスト削減対策の中核は、天北厚生園やこども館などの法人・民営化を前提に、普通会計職員数を約6割減らす町の「定員適正化計画」であり、その確実な実施が持続可能な自治への扉を開く鍵となっている。行政評価と連動し、正確な行政コスト測定に欠かせないバランスシート（貸借対照表）を含む財務諸表についてもできるだけ早い時期に導入することが明記され、財政シミュレーション上では平成26年度に単年度収支が黒字転換すると予測している。

住民への周知については、報告書の概要版として「中頓別町中長期行財政運営計画」が4月25日付けで全戸配付されたが、説明会は行われていない。また総務省が平成17年度中の公表を指示していた「行政改革集中改革プラン」は、策定されたものの報告書の概要版と同内容であることを理由に配付されていない。しかし、集中改革プランが町の公式な行革計画であり、歳出削減対策と一体化して住宅使用料、固定資産税率の引き上げなど住民負担増につながる歳入増強策が打ち出されていることから説明責任の度合いは大きい

と考える。行財政改革の取り組みは、住民に対して負うべき自治体の責務であり、報告書および集中改革プランが町づくりの事実上の基幹計画であることから、全町合意を得るための説明会を行うべきと判断する。

最後に、報告書は、国の三位一体改革、合併と分権議論の影響を受けながらも、直接民主的に民意の反映を託された15名の住民が自ら考え、議論し、町の将来像を取りまとめた画期的な成果であり、その達成には最大限の努力が払われるべきである。本委員会は、報告書の語るガバナンス（共治）の精神と自主・自律のまちづくりの方向性を強く支持しそれらがどのように町の総合計画「一流の、中頓別（いなか）づくり」に注入され、住民の幸せへと結晶していくのか見きわめなければならない。新しい自律・共生の自治の基盤づくりのため、議会に付与された監視、牽（けん）制機能を発揮するだけでなく、住民から発せられる声に耳を傾け、いち早く政策立案できる能力を身に付けるよう議員一人ひとりの意識改革を期待し、中間報告とする。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 報告が終了いたしました。

本特別委員会は全議員で構成しているため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

これにて行財政改革調査研究特別委員会の中間報告は終了いたしました。

#### ◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、報告第1号 例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

#### ◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 日程第9、報告第2号 平成17年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第2号 平成17年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 報告第2号 平成17年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成17年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

繰越明許費は、歳出予算の一部で、その性格上または予算成立後の事情により年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算で定めるところにより翌年度に繰り越して使用することが認められているものでありまして、普通公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告しなければならないと規定されているものであります。

それでは、繰越計算書であります。7款商工費、1項商工費、事業名、ピンネシリ温泉機械設備修繕事業で、金額は171万7,000円、翌年度繰越額は同額の171万7,000円であります。

同じく7款1項商工費、事業名、ピンネシリ温泉浴場等修繕事業で、金額は461万円でありまして、翌年度繰越額も同額であります。

合計金額は、翌年度繰越額とも632万7,000円であります。

なお、これら事業は4月20日に完成し、同温泉は4月21日から営業を再開しております。

以上で説明を終わります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件はこれにて報告済みといたします。

### ◎報告第3号

○議長（石神忠信君） 日程第10、報告第3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告の件を議題とします。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、柴田産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 報告第3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

第18期定時株主総会が平成18年4月20日に開催され、報告事項、第18期営業報告、収支決算報告、会計監査報告がなされ、議案第1号 第19期営業計画、議案第2号

収支予算、議案第3号 監査役の辞任に伴う改選、議案第4号 定時取締役改選について審議され、満場一致で採択されました。

第19期の運営につきましては、吉木代表取締役社長を初め全役員が退任したため、取締役には野邑智雄氏、十倉寛一氏、姉齒和男氏の3氏が選任され、監査役には米津英男氏、杉木正治氏の2名が選任され、指定管理者制度に伴う心機一転した経営体制を確立されました。代表取締役社長には町長、野邑智雄氏が就任し、施設も一部リニューアルして、4月21日から運営を開始いたしました。

1ページ、平成17年度経営報告の説明をいたします。不況が続いている現在、客足が減少することによってすべての部門に影響が出ました。宿泊と宿泊会食の利用者が減少し、一般会食も大幅に減少いたしました。たばこ等の売り上げの伸びや売れ筋のコラムを多くしたことにより自動販売機が多少増収となりました。宿泊者数が前年と比較して1,000人減少、入館者数も2,500人減少、会食件数も36件減少となりました。結果として、収入につきましては宿泊料が約800万円、宿泊会食が約66万円、一般会食が約500万円、食堂が約260万円と大きく減少し、総額で約1,800万円の減収となりました。減収における対策としては、合理化による人員整理や仕入れ等の経費を節約を行った結果、最終的には黒字決算にすることができ、従業員に決算手当約50万円を支払うことができました。今後も節約を基本に、利用者のニーズに合ったアイデアを出し、増収につなげる必要があるかと思います。

2ページ、会議、3ページ、組織については、記載のとおりです。

4ページ、決算報告につきましては、別紙配付の中頓別観光開発株式会社の経営状況報告説明資料で説明いたします。1ページをお開きいただきたいと思います。比較損益計算書の当期17年度決算額及び前期比較のみ説明します。純売上高、A、5,030万5,977円、前期比較1,795万6,567円減、内訳、入館料550万9,960円、前期比較2万3,870円増、宿泊室料、宿泊食事1,584万4,870円、前期比較841万2,237円減、食堂売り上げ764万5,045円、前期比較264万1,400円減、会食売り上げ484万2,640円、前期比較520万284円減、飲料売り上げ246万1,474円、前期比較96万2,577円減、自動販売機売り上げ239万9,450円、前期比較22万8,138円増、売店売り上げ239万5,305円、前期比較96万8,091円減、業務受託収入900万円、前期比較ゼロ、その他収入20万7,233円、前期比較2万3,986円減。売り上げ原価、B、1,035万8,809円、前期比較907万590円減、内訳、期首棚卸高143万6,100円、前期比較169万6,525円減、仕入れ高、宿泊食事586万156円、前期比較539万2,130円減、売店仕入れ高428万995円、前期比較85万8,187円減、飲料仕入れ高101万8,060円、前期比較32万3,346円減、期末棚卸高223万6,502円、前期比較80万402円増。売り上げ総利益、A引くB、3,994万7,168円、前期比較888万5,977円減。販売費及び一般管理費3,994万7,16

8円、前期比較841万6,243円減、内訳につきましては次ページで説明いたします。2ページ、比較販売費及び一般管理費の当期17年度決算額のみ報告いたします。報酬から退職共済金まで小計1,601万2,323円、広報宣伝費から雑費まで小計2,000万2,906円、合計3,961万5,229円。

前ページの1ページにお戻りください。営業利益33万1,939円、営業外収益3,192円、経常利益33万5,131円、税引き前純利益33万5,131円、法人税、住民税18万5,600円、当期純利益14万9,531円、前期繰越利益45万9,370円、期末処分利益が60万8,901円でございます。

報告第3号、5ページに戻っていただきたいと思えます。貸借対照表ですが、資産の部、流動資産、現金及び預金から貯蔵品まで1,409万3,329円、固定資産、什器備品から預託金まで4万3,230円、資産の合計1,413万6,559円。負債の部、流動負債、買掛金から未払消費税まで352万7,658円、資本の部、資本金1,000万円、利益剰余金60万8,901円、負債及び資本の部合計1,413万6,559円となっております。

15ページをお開きください。平成18年度の経営計画についてご説明いたします。温泉施設は、地域住民の保養施設として平成元年度に営業開始以来18年が経過し、施設などが老朽化したため、今年度浴場を改修し、リニューアルオープンとともに新たな気持ちで従業員一丸となって創意工夫し、常にお客様の立場に立った魅力ある温泉宿泊施設として運営に努めてまいります。また、今年度より多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公共施設の管理運営を民間に開放してサービスの向上や経費の節減を図る指定管理者制度が導入され、今後住民の意見反映はもとより、制度に沿った営業を展開いたします。1としまして、営業活動並びに広報の展開について、町内の老人クラブ、寿大学、各サークル、各種団体等に対する営業及び敏音知岳登山や昆虫、溪流釣り、冬山スキーなど自然を利用した体験型メニューを作成し、積極的な営業活動にあわせ広報の展開を取り進め、利用推進に努めます。2、魅力ある施設の利用推進のために、各種イベントの開催、入浴ポイントカードシステムの導入、入浴者の送迎の日の設定。3、魅力ある憩いの場のために、食堂オーダーストップの時間帯の改正及び朝食時間のお客様対応、焼き肉コーナーの新設、宿泊、各種宴会で地場製品の提供。4、魅力ある売店の拡充のために、中頓別の特産品を初めさまざまなアイテムの取り入れ、医薬品の販売。以上、経営計画であります。

16ページ、平成18年度収支予算について説明いたします。平成18年度の予算額のみ説明します。純売上高、A、5,960万円、内訳、入館料490万円、宿泊室料、宿泊食事2,000万円、食堂売り上げ900万円、会食売り上げ800万円、飲料売り上げ300万円、自動販売機売り上げ250万円、売店売り上げ300万円、業務受託収入900万円、その他の収入20万円。売り上げ原価、B、1,400万円、内訳、仕入れ高、宿泊食事905万円、売店仕入れ高460万円、飲料仕入れ高125万円。売り上げ

純利益、A引くB、4,470万円、販売費及び一般管理費4,470万円は17ページに詳細が記載されております。

以上、中頓別観光開発株式会社の経営状況報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 7ページの販売費及び一般管理費の中の役員報酬360万円ってあります。この役員報酬というのは、役員は代表取締役を入れて5名の報酬といいますが、この内容について説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 代表取締役社長の吉木さんの報酬額であります。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） そうしますと、これは代表取締役の給料だけで、ほかの役員の報酬は一切ないということですか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） そのとおりでございます。ほかのはありません。代表取締役社長の分の報酬だけです。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 15ページの18年度経営計画についてお聞きをしたいと思います。いろいろなアイデアが盛り込まれていまして、このとおり実現したら大変魅力的で、利用したいなという大変いいものになっていると思いますけれども、その中でも営業活動、自然を利用した体験型メニューということですが、敏音知岳登山はともかく、その後の例えばということですから、昆虫、溪流釣り、冬山スキーなどとなっていますけれども、こうやって具体的な例を挙げてあるのですけれども、これについて実現の可能性というものはあるのでしょうか。

それから、4番目の魅力ある売店の拡充のためにですけれども、(2)、医薬品の販売、特例販売となっていますけれども、町でたった一軒のお薬屋さんも今なくなった状態で、やはりちょっとした薬品関係のもの、薬品類をちょっと買いたいと思ったときに不便だという町民の方の声も何人かから聞いておりますけれども、医薬品の販売は実際にできるのでしょうか、またいつからできそうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 営業活動及び広報の展開の一つ目の敏音知岳登山や昆虫、溪流釣り、冬山スキーなどの自然を利用した体験メニュー等を作成し、この辺営業の中でどのようなメニューが作成できるのかというのは従業員一丸となって話し合いながら作り上げていく予定をしておると聞いております。また、道の駅の体験観光の関係もあ

りますので、そちらとの連携も図りながら今後実現できるような方向で検討を進めていくよう町の方としても指導していきたいと思います。

それから、4番目の魅力ある売店の拡充のための医薬品販売については、現在申請をしている最中でありまして、見込みとしては、特例販売なのですが、8月ごろから医薬品の設置をできるように今作業を進めていると聞いております。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） この経営計画に私もちょっと疑問を持っております。15ページの食堂のオーダーストップの時間帯の改正、これは今まで夜7時から8時になりましたから、非常に利用しやすくなったように感じます。今の支配人というか経営者にかわってから、私は経営状態は非常によく変わってきたなとは思っております。私もたびたび行っていますので、ただその中で経営状態としてどこがどういうふうに変ったら、去年の売り上げ、経営状態を見ても年々年々減額をしていく中で、ではどうやって増額に結びつけるか。今の状態では、絶対に私はないと思っています。年々年々減っていく一方だと、私はそう思っています。だから、どのように改革をして本当にあの温泉を継続していくかという大きな問題がここにあるのではないかと。

例えば食堂にしたって、ラーメン1杯にしたって、今これだけ厳しい業界の中で中頓の温泉では、こんなこと言って失礼かもしれませんが、今やっている調理員の人たちはどこかへ行って教育を受けてきたとか研修をしてきたというようなことも聞いたことがありません。以前の引き続きで、見覚えというか見まねというか、そういう状態でやっている。ラーメンの味なんていうのも全くわかっていないと思うのです、申しわけないですけども。だから、やはりこういう面でもどこかへ行って研修をしてくるとか、ほかのラーメンの味見をしてくるとか、食べ物の研修をしてくるとか、いろんな研修、研究をしていかないととてもやっていけない。手っ取り早く言えば、隣にラーメン屋が1軒ある。中頓の人たちもそのラーメンは非常においしい、温泉のラーメンは早く言えばおいしくない。だから、わざわざその隣の食堂にラーメンを食べに行くと、こういう話をよく聞きます。だから、そういう経営状態においてもこれからまだまだ研究、研修をしていく余地が十分にあるだろうと、私はそう思います。それと、今の状態では、年々年々減少していったらとてもピンネシリ温泉は継続できないのではないのか、このように思いますが、町長に今後の心がけというか、経営計画についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 大変辛いご意見をいただいたなど、こういうような気もいたしておりますけれども、それぞれとらえ方、考え方が違うわけですから、今みたいな意見もないわけではないと、このように考えます。しかしながら、私は17年度、中頓別の観光株式会社としては底に近いだろうと、経営状況が。そういう認識を持っておりまして、新たな取締役の支配人を配置をしながら、執行体制、運営体制を新しく変えました。そういう中で、私どもも今は激励の質問をいただいたなど、こういうようなことで、私もそれ

に沿って努力をしていく、こういう考え方を持っております。今皆さん方が心配しているような経営状況は間違いのないと思いますけれども、しかしながら底からは上がるためにはいろいろな考え方、運営方針を新たに立てています。一つは、週に1回でありますけれども、バスの送迎をして入館者の増を図っていると。今私ども聞いている話では、最低でも9名は1日に利用していただいているということでありますから、今23日に役員会を開いて、8月からは週3回の送迎を実施をしていこうと、こういうことあります。また、食堂等についても、値段を下げて薄利多売方式をとっていかうと、ということで、実際3月までと4月の21日以降のそれぞれの食堂の値段についても値下げをしております。そういう中で、少しでも多くの人たちに利用していただこうと、こういうようなこともやっておりますし、また宴会等についても地元の山菜等を提供した中で、私も2回ほどそういう会食に出ておりますけれども、旭川、札幌方面から来た宿泊を伴う宴会をしている人たちについては好評であります。アイヌネギだとか、それから今現在も宿泊者については朝食にはウドを出したりなんかをしながら、地元産品を食していただいていると。そういうものが私は短期間のうちに大きな効果が生まれるということは考えておりませんが、それは長い間にそういうような効果というのは必ず生まれてくるだろうと、こういうことで地道な営業活動をしながら、中頓別温泉としての特色ある経営をしていく、こういうことが今求められているのではないかなと、こういうことありますから、私どもこの経営、運営方針に沿って、できるだけ地元の人たちにまず利用していただくと、なおかつ近隣町村の人たち、または都市の人たちに利用してもらおう努力を今後も続けていって、長い目で見て皆さん方のご支援をいただければなと、このように考えているところであります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

#### ◎報告第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、報告第4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告の件を議題とします。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 報告第4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告をいたします。

同公社の第11回通常社員総会が5月28日、役場会議室で開催されました。平成17年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、余剰金処分案が加藤代表取締役から報告され、原案どおり承認されたほか、平成17年度各会計監査報告も承認をされました。また、平成18年度事業予算の設定についても、原案どおり決定をされたところであります。

それでは、平成17年度決算内容を総合損益明細書で説明をさせていただきます。5ページをお開きいただきたいと思います。公園では収入が委託料収入、乗物、遊具収入、雑収入合わせて1,650万7,949円であります。これに対して支出は、役員報酬や給料、手当、賃金などのほか修繕費や燃料費、資材費など合わせて1,521万7,603円の決算で、事業利益が129万346円となりました。なお、退職給与30万円は、前社長退任に対する報償であります。

次に、スキー場であります。スキー場は、委託料収入472万9,368円のほか、雑収入、これはスキー場のロッジであんまんや肉まんを売り上げておりますその収入であります。8万360円。合わせて480万9,728円であります。これに対して支出ですが、賃金、修繕費などの経費として収入と同額の480万9,728円でありまして、収支差し引きゼロであります。

廃棄物処理施設では、委託料収入2,992万5,000円のほか、雑収入として廃家電処理料5万6,070円、合わせて2,998万1,070円の収入に対して、支出は給料、手当、賃金、修繕料、燃料などの経費合わせて、同じく2,998万1,070円の決算となったところであります。収支差し引きゼロであります。

天北厚生園の委託である給食事業は、委託料収入4,612万8,000円の収入に対して、支出は給料、手当、賃金のほか食材、消耗品などの経費合わせて、収入と同額の4,612万8,000円の決算となったところであります。

食堂は、同公社の自主事業でありまして、スキー場ロッジでのラーメンやカレーライスの売り上げで246万1,703円の収入に対し、支出は賃金や商品仕入れ等の経費合わせて、収入と同額の決算となったところであります。

清掃委託事業は、小頓別小中学校、介護福祉センター、病院、鍾乳洞、厚生園、施設維持、清掃等の業務で、収入は委託料として1,802万6,536円、これに対して支出は給料、手当、賃金等のほかに修繕費や燃料の経費として収入と同額の決算となったところであります。

この結果、全体では営業収益が1億1,791万4,986円、受取利息1,061円、収益合計が1億1,791万6,047円であります。これに対して費用では、事業費が1億1,662万4,640円で、税引き前当期利益が129万1,407円、法人税道町民事業税58万1,000円、差し引き当期利益として71万407円となりました。当期利益金は、前期末繰越金229万3,395円と合わせ310万3,802円を後期繰越金として処分するものであります。

平成18年度予算の設定では、本年度からパークゴルフ場を含む寿公園、スキー場、鍾

乳洞が指定管理者制度による管理代行でスタートしたことに伴い、パークゴルフ場利用料、スキー場リフト利用料等は直接公社の収入となるほか、これまで町が直接支払っていた施設の電気や光熱水費の経費を指定管理料に含めているため、基本的に前年度予算とは構造的な差異があることを踏まえ、予算を組んでいるところであります。なお、指定管理者制度以外の施設や業務はこれまでと同様の業務委託によるものですが、予算の詳細説明は省略をさせていただきます。

同公社は、指定管理者制度による各種施設の管理代行のスタートに伴い、今後自主事業の積極的展開、利用料収入の確実な確保やさらなる増収を図ることによる経営基盤の強化が求められていることを再認識し、加藤代表取締役を先頭に役職員が一丸となって経営努力をしていくこととしております。

以上で有限会社中頓別振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 15ページですけれども、平成17年度食堂会計決算書なのですが、消費税、予算額6万円で決算額ゼロ、もう一つは水道光熱費、予算額10万円に対して決算額ゼロとなっていますけれども、これがゼロになったというのはどういうことなのでしょう。

○総務課長（安積 明君） この中身については、なぜ決算額がゼロになったのかということについてはちょっとお答えができません。申しわけありません。払わなくてもよくなったということだというふうに思いますが……

○議長（石神忠信君） 本多さん、後ほど調査して本多さんの方に回答しますということはどうでしょうか。

○5番（本多夕紀江君） はい。

○議長（石神忠信君） 総務課長、そういうことでお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

ここで議場の時計で10時50分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 日程第12、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、人事案件でありますから、私から提案理由を説明をいたしたいと思えます。

中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求める。

記。住所、枝幸郡中頓別町字中頓別159番地。氏名、道田定好。生年月日は、昭和19年8月1日生まれの61歳であります。

道田定好さんは、平成7年の8月に公平委員に就任されまして、今回3期目の任期が満了されたわけでありまして、今までの経験から適任者と考えますので、ぜひ満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明をいたしたいと思えます。

よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。人事案件につきましては、慣例により討論を省略しております。本件につきましても討論は省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略いたしました。

お諮りいたします。本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定いたしました。

#### ◎選挙管理委員の選挙について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員の任期が平成18年6月28日をもって満了となる旨の通知があったため、同条第1項の規定に基づき行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した指名推選者名簿のとおり、選挙管理委員には、藤田周三さん、佐藤美昭さん、細谷順子さん、山内嘉奈子さん、以上の方を指名いたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した藤田周三さん、佐藤美昭さん、細谷順子さん、山内嘉奈子さんが選挙管理委員に当選されました。

#### ◎選挙管理委員補充員の選挙について

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第14、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員補充員の任期が平成18年6月28日をもって満了となる旨の通知があったため、同条第2項の規定に基づき4名を選ぶものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した指名推選者名簿のとおり、選挙管理委員補充員には、第1順位、竹内輝幸さん、第2順位、大場みき子さん、第3順位、川内孝夫さん、第4順位、大森美佐江さん、以上の方を指名いたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した第1順位、竹内輝幸さん、第2順位、大場みき子さん、第3順位、川内孝夫さん、第4順位、大森美佐江さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

#### ◎承認第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第15、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度中頓別町一般会計補正予算 3月31日専決)を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度中頓別町一般会計補正予算 3月31日専決)につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日。

専決事項は、平成17年度中頓別町一般会計補正予算であります。

第1条、歳入予算の補正では歳入の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によるものとし、第2条、地方債の補正では既定の地方債の変更は、「第1表地方債補正」によるものであります。

3ページ、地方債補正についてご説明申し上げます。辺地対策事業債では、充当率のかさ上げに伴い、限度額を7,100万円から7,470万円に増額、内訳は上駒松音知線改良舗装整備事業及び秋田地区直轄明渠排水事業でそれぞれ限度額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。過疎対策事業では、充当率のかさ上げに伴い、限度額を3億8,120万円から3億9,500万円に増額、内訳は中頓別弥生線道路改良整備事業、鍾乳洞自然ふれあい公園整備事業、小規模林道整備事業、長寿園施設改修拡張事業、南天北地区国営草地開発事業においてそれぞれ限度額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。一般単独事業では、過疎対策事業で充当率がかさ上げされたことに伴い、地域再生事業の限度額950万円を減額して540万円に、新たに町民センターアスベスト除去事業で340万円を補正するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

5ページ、事項別明細書、歳入であります。10款地方交付税、1項地方交付税、2目特別交付税は、交付実績に基づき1,465万1,000円減額して1億7,928万円とするものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、3目減債基金繰入金では、既定額に681万円追加して5,817万6,000円とするものであります。

4目長寿園施設改修拡張事業繰入金は、新たに10万円を計上。同事業では当初充当財源として過疎債、地域再生事業債を見込んでおりましたけれども、過疎債充当率のかさ上げにより過疎債が1億8,320万円の充当となったため、残り10万円を同基金の繰り入れで充当することにいたしました。

財政調整基金繰入金は、既定額365万9,000円を全額減額するものであります。

21款町債、1項町債、1目辺地対策事業債、2目過疎対策事業債、8目一般単独事業債については、地方債補正で説明しておりますので、説明を省略をさせていただきます。

歳入合計、補正額はありませぬので、予算総額37億7,371万8,000円に変更はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度中頓別町一般会計補正予算 3月31日専決)は承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中頓別町税条例の一部を改正する条例 3月31日専決)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中頓別町税条例の一部を改正する条例 3月31日専決)につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成18年3月31日。

専決処分事項は、中頓別町税条例の一部を改正する条例であります。

説明につきましては、新旧対照表の後につづってあります平成18年地方税改正の要旨に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。なお、この新旧対照表も説明の段階で何ページ、何ページというふうに説明に加えますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

平成18年度の税制改正においては、個人住民税、所得税の税率を10%の比例税率とするとともに、個々の納税義務者の負担が変わらないよう、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整する措置を設けることや個人住民税の定率減税の廃止、固定資産税について平成18年度の評価替えに伴い、住宅にかかわる負担調整措置については商業地等の宅地に係る課税標準の法定上限、評価額70%であります。の維持等に関する改正が主な内容であります。

それでは最初に、個人住民税であります。この改正要旨の個人住民税のところをごらんをさせていただきたいと思っておりますが、町条例第24条、個人の町民税の非課税の範囲、第2項の関係であります。内容としては、個人の均等割を課することができないこととされるものの所得の限度額に係る基準を28万円に、一定の率を乗じて得た金額に本人、控除対象配偶

者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に改めるというもので、具体的には控除対象配偶者または扶養親族を有する場合における加算金金額対象額を17万6,000円から16万8,000円に引き下げるというものであります。新旧対照表では1ページ上段に記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

2番目、町条例第34の3、所得割の税率の關係であります。内容は、平成19年度以降の年度分の所得割の税率が現行の適用課税所得及びその税率が3段階であったものを適用課税所得を一律に税率を6%に統一するというものであります。新旧対照表1ページ下段に記載をしております。

3番目、町条例附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の關係であります。内容は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に乘じて得た金額以下である者については町民税の所得割を課さないとするもので、加算額を現行の35万円から32万円に引き下げるといふものであります。新旧対照表では3ページ下段に記載をしております。

4点目であります。町条例附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の關係であります。内容は、平成20年度から28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除等によつて算出した金額につき、その5分の3に相当する金額を所得割の額から控除するというもので、控除割合5分の3は地方税法附則第5条の4に規定されております。新旧対照表5ページ上段に記載をしております。

5点目であります。町条例附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の關係であります。内容は、第1項で長期譲渡所得の課税の特例について平成19年度から税率を3%に改めるもので、現行の税率は3.4%となっております。新旧対照表9ページ下段に記載をしております。

6点目、町条例附則第17条の3、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の關係であります。内容は、居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から税率を改正するものであります。具体的には、課税の要旨の表のとおりであります。新旧対照表10ページ中段に掲げてありますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

7点目であります。町条例附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の關係でありまして、内容は短期譲渡所得の課税に係る特例について平成19年度から税率を改正するものであります。具体的には、改正の要旨の表に掲げてあるとおりであります。新旧対照表では10ページ下段に掲載しておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

8点目、本条例とは直接關係ありませんが、平成18年度をもって定率による税額控除が廃止されることになっております。

次に、固定資産税關係であります。条文が前後いたしますけれども、1点目として、町条例附則第12条、宅地等に関して課する平成18年度から20年度までの各年度分の固

定資産税の特例、第13条、農地に対して課する平成18年度から20年度までの各年度の固定資産の特例関係であります。内容については、平成18年の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の負担についてそれぞれ調整措置が図られることになっております。新旧対照表7ページから8ページ上段に記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

最後に、町たばこ税関係であります。1点目、町条例附則第16条の2、たばこ税の税率の特例関係であります。内容については第1項で、町たばこ税の税率を平成18年7月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき321円に引き上げる。第2項で、旧3級品の紙巻きたばこに係る町たばこ税の税率を平成18年7月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき152円引き上げるというものであります。新旧対照表9ページ上段に掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

2点目としては、平成18年7月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者に対して手持ち品課税を行うよう改正をされております。内容は、改正条例附則第5条、町たばこ税に関する経過措置、改正条例29ページを参照願いたいと思っております。

以上、中頓別町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 3月31日専決）は承認することに決定しました。

#### ◎承認第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 3月31日専決）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 3月31日専決）につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 申しわけありません。事務処理上の手違いで議案を差しかえさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日。

専決処分事項は、1、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては、お配りの改正要旨により説明させていただきます。なお、あわせて新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第3項及び第13条につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして介護納付金賦課限度額が現在8万円より9万円に引き上げられたことによる改正でございます。

13条第2項及び第3項につきましては新たに加えるもので、13条第2項では2割軽減措置に対する制限をうたっており、減額が適当でないとした場合は減額を行わない旨の措置を講ずるものであります。

第3項では、2割軽減措置を受ける場合の申請方法をうたったものであります。

次に、附則の2項から6項までについては、所得税法等の一部改正によりまして公的年金等控除の上乗せ措置が廃止されたことに伴い、18年度及び19年度の公的年金の控除の見直しの影響を受ける被保険者の保険税所得割算定及び保険税軽減判定の際に特別控除を適用するための改正であります。

第3項につきましては、平成18年度保険税軽減に係る特別控除額として28万円、第4項では19年度保険税軽減に係る特別控除額として22万円を減額するものです。

なお、第5項では18年度所得割算定に係る特別控除額として13万円の控除、第6項では19年度所得割算定に係る特別控除額として7万円の控除をするものであります。

7項以降につきましては、3項より6項まで新たに加えられたことによりまして、項を順次繰り下げ、各条文中の対応する条項を改正するものであります。

なお、15項及び16項につきましては、地方税法改正に伴い、条約適用利子及び条約適用配当等について課税所得より控除して課税する旨をうたったものです。

最後に附則で、施行期日、1、この条例は平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第16項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

適用区分、2、改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 3月31日専決）は承認することに決定しました。

#### ◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、これより日程第18、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

一番初めに、受け付け番号1番、議席番号4番、柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、質問させていただきます。

自治基本条例、まちづくり基本条例の制定についてお伺いしたいと思います。ことし3月に中頓別町中長期行財政運営計画が策定されました。また、本年12月までには環境基本計画並びに環境基本条例等が制定される見込みになっております。また、今年度中には町の総合計画、一流の、中頓別づくりの後期計画が策定されることになっております。これらの計画は、今後のまちづくりの大きなテーマであり、まちづくりの根幹であるというふうに私は考えておりますし、その上で、これらを統括してそれぞれの計画相互の整合性を図っていく、そしてそれらの計画が確実に実行されるために自治基本条例あるいはまちづくり基本条例等が必要であると思っておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員さんの自治（まちづくり）基本条例の制定についてお答えをいたします。

市町村は、分権改革によって自己決定、自己責任が増大し、行政を担う基礎自治体に位置づけられました。公共サービスの充実や住民福祉の増進を図るという責任が大きく課せられたところであります。このことは、分権改革に対応できる政策形成の体制整備や住民

参加の仕組みをルール化するなどの自治体の運営システムを構築することであります。このようなことから、本町は住民主体による各種計画の策定を今までお願いをしてまいりました。そこで、このような仕組みや理念、住民の権利と責任、行政の役割と責任などを明確にし、住民参加の保障と住民と行政の情報共有を将来にわたって続けられるようなルールの制度化を図る必要があると、私もこのように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、再度お伺いしたいと思いますが、このルールの制度化を図る必要があるということで、そのルールづくりの必要性については町長も十分お考えになっているのかなというふうに思います。特に、答弁の中にもありますように住民主体によって本町はいろいろな計画を策定するという流れに今なっていて、まちづくりとしては住民とともにという考えのもとでここ数年こられているのかなというふうに思います。そういう面では、まちづくりという面で住民も行政もともにというある程度の考え方が表面にあらわれてきているのかなというふうに思います。それで、町長が言われるように、将来にわたって続けられるという点においては、やはりどういう状況にあっても、とりあえず町長の任期というのは来春までと、当面はそうなっているので、例えば町長がかわっても、まちづくりの理念というのは継続していく、続けられる、だれが町長になってもやっぱり続けていけるというような、流れを変えないで持っていくというようなルールづくりというのはどうしても必要なだろうと。先ほど私が言いましたように、これから中長期の行革の計画を進めていく、あるいは総合計画の後期分を策定するという面で、やはりそれらを統括するものというのは必ず必要になる。先ほどの常任委員長の報告もありましたけれども、私はやはりこれが先行していなければならないものだというふうに思います。ですが、残念ながら今のところは、その下にあると言っていいのかどうか、ほかの計画が先行しています。私は、町長も平成17年3月の予算審査の総括質疑の中で、まちづくり基本条例については残り2年の任期中に制定するよう準備を進めたいというふうに答弁されていますけれども、もう18年も中を過ぎて、任期と言えどもあと9カ月ということになると思うので、先ほども言われましたように中長期の行財政改革の計画がもう進んでいる、本年から始まる。それから、後期のあれがことしできる。19年度からは総合計画の後期分がスタートする。そういうことを考えますと、少なくとも本年中にまちづくり基本条例となり得るものを私は策定するべきだというふうに思いますが、その点について答弁願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 先ほどのいきいきふるさと常任委員会、5月15日開催の中でも、いわば中頓別町の自治の憲法である自治基本条例の関係が言われておりました。本来であれば早くに自治基本条例、仮称でありますけれども、まちづくり条例と言われるものと同じ意味合いを持っているかもしれませんが、こういうものを策定した中で、それぞれさっきお話ししたように住民と行政の情報の共有を図りながらまちづくりを進めていく

と、これが基本的な今のスタンスではないかなと、このように思いますけれども、ご指摘のとおり基本になる自治の憲法が策定がなされていない中でいろんな仕組みを今現在進めていると、こういうようなことでなかろうかなと思います。今お話ししたとおり、仮称でありますけれども、自治基本条例は必ず策定をしなければならないものという認識は私は持っております、ただこの自治基本条例、仮称でありますけれども、それぞれの町村の特徴を持った自治基本条例にならなければ意味がないだろうと。これは、どこのまちも同じような金太郎あめみたいな自治基本条例では私は意味がないと、このように認識しております。そういう意味からすると、やはりじっくりと時間をかけて、将来にわたってそれが本当に中頓別町の自治を運営する憲法になると、こういうような意味合いを持った自治基本条例を策定をすると、こういう必要性があるのかなと思います。

そういう中で、私もできるだけ早く策定をしたいという考え方については前から持っておりますけれども、今私ども本当に職員が減少する中で、職員も一生懸命今いろんな課題に取り組んでおります。特にバランスシートや行政の評価システムの確立、また環境問題、定住、移住関係、それから中高、敏小の跡地の利活用、それから総合計画の策定、こういうような懸案事項が山積をしている状況でありますので、私はそういう中であって、柳澤議員さんに申し上げますけれども、この自治基本条例の策定に向けては本年度から準備をしながら、できるだけ早い年度中に条例化をすべきという目標を持って取り組んでまいりたい、このように思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 確かに当町においても当面やっつけなければならぬ問題が山積している中で、町長が答弁されるように職員数も少なくなっていく、そういう中で早急につくっていききたいという考えは、私も十分理解できます。ただ、おおよそこういうことは二度とないだろうとは思われますけれども、先ほど常任委員会の環境基本条例についての報告があったように、1本の条例に3年かけて、まだできないという現状があります。確かに当町に合った当町独自のまちづくり基本条例、（仮称）自治基本条例をつくりたいという気持ちはわかりますし、私もそういうふうに望みます。ですが、急いではいただけけれども、結果的にはできなかったというような答弁がまた今後もあっては私はないというふうに思います。ですから、本来であれば本年中につくっていただきたいというふうに思いますし、議会側としてもその条例に向けて大いに協力していこうというふうに議員のみんなも認識しているので、できれば18年中につくりたい。ただ、町長が年度中につくりたいと言ったので、ならば18年度中というふうにとらえてよろしいのか。私多少おくれることは、それはいたし方のないことで、18年12月中につくろうとしていたのが1月、2月にずれたとか、年度中につくろうと思ったのが4月、5月、6月ぐらいまでおくれた。それであれば、それはいたし方のないことかなと思うけれども、半年も1年も2年も、総合計画が来年度からスタートして、2年もおくれてしまったら、総合計画の

後期の半分が終わってしまうということでしょう。それでは、私やっぱりうまくないなど。ですから、少なくとも目標として年度中ぐらゐの答弁は私いただきたいと。本当は18年12月までと言いたいのですけれども、少なくとも年度中を目標にしたいというぐらゐの答弁はいただきたいと思いますので、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 先ほど今の町のいろんな懸案、課題についてお話を申し上げましたけれども、そういう中で本年度から策定に向けて準備をするよと、こういうようなお話を申し上げました。私は、本当に今のいろんな懸案事項の中で、この自治基本条例、簡単にできるものではないと、こういう認識を持っています。かなり勉強しながら、いろんな情報を収集をしながら、本当に中頓別町に合う自治基本条例を策定するとしたら、私は1年以上かかるだろうと、このように認識をしております。職員の能力だとかいろんなものがほかの町村よりずっとあると私は思っていますけれども、そういうような気もいたしております。そういう意味では、本年度から策定に向けて準備をさせていただいて、少なくとも19年度の早い時期にそういう素案をつくって、議会や、それからいろんな諸団体の人たちと協議を申し上げて、19年度中に最終的にはつくり上げると、こういうような日程で進めたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 一応質問回数が過ぎましたので、例えば奈井江町においては行革の計画がつけられてから自治条例に向けて取り組まれて、約半年でつけられているという自治体もありますし、だから中頓ができるかどうかというのは、確かに職員、あるいは当面の問題等もあるので、一概には言えないけれども、そういう町もあるということをぜひ参考にさせていただきたい。

それから、あと星川さんがバランスシートについてこれから質問されるわけですが、町長が言われたように地方分権がスタートしてから、自己責任、自己決定というのが市町村に求められております。先ほど町長が言われるように、自治基本条例というのは町の憲法であると、それに基づいて行革が行われ、計画が進められ、それから総合計画も進んでいくのだろうと。それは、当然それを統括するものでなければならない。ただ、それぞれの計画を遂行するための裏づけとなるものがやっぱり自治体財政の財務であろうというふうに思います。そういう計画の裏づけとなるそれらの自治体財政の説明責任を果たせるのがやっぱりバランスシートであり、行政コスト計算書だというふうに思います。そういった面では、これらをことしじゅうに作成していただいて、来年度の政策や予算に反映させる、そういう必要があろうかと思えます。だから、自治基本条例と、それから一番底辺にある財務関係の両方がなければ、やはりまちづくりは進まないし、それぞれの計画も進んでいかないだろう。そういう面では早急にバランスシートや財政コスト計算書等を作成されるように一言お願いしておいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） これにて柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

続きまして、受け付け番号2番、議席番号1番、星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、柳澤さんの後押しをもらいまして、ご質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、本当に大きな課題といたしまして1点質問させていただきます。バランスシート等を取り入れた自治体財務の確立についてでございます。平成11年度の地方自治法の大改正によって、国や道と町村の関係は対等になり、自治権の範囲は大幅に拡大されました。自治体の自己責任は大きくなったわけですが、今日の借金、緊縮財政の中ではこれまでの財政という考え方から、今ある財源をどのように使うべきか、新たに先ほど柳澤さんも言っておられました財務という考え方を取り入れて運営していくべきだと私も考えております。中長期行財政運営計画で財政シミュレーションが立てられましたが、現在の財務状況を説明し、その実現性を裏づけるためにも、私はバランスシート、行政コスト計算書作成が急務と考えますが、取り組みについて状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんのバランスシート等を取り入れた自治体財務の確立について、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、お答え申し上げます。

バランスシート、行政コスト計算書については、監査委員による平成16年度各会計歳入歳出決算審査意見書や中長期行財政運営計画に関する最終報告書などを踏まえ、現在作成方法などを研究中でありまして、さらにこれらの認識を深めるため、8月に予定されている本町議会の議員会のバランスシートに関する勉強会にも参加させていただきながら、できるだけ早い時期の作成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

ただいま課長の答弁の中で作成方法などをただいま研究中とありましたが、研究の内容をできれば教えてもらいたいと思いますし、私なりにちょっと言わせてもらいたいと思います。バランスシート、どのような方式でやるつもりか、それと其中で、言われておりますように昭和44年から電算化されました決算統計をベースにしてやるのか、それかもしくは平成になってからか、またもしくは現町長が就任してからか、どの時点から作成にかかるのかお伺いしたいと思います。

それと、議員会の勉強会の方に職員も参加の意向を示されましたが、町が積極的にバランスシート、行政コスト計算書の作成に取り組む姿勢のあらわれとここで評価したいと思います。その勉強会に対して基礎データがこれは必ず必要でございますし、そのときに町側として惜しみなくその基礎データたるものを私たち勉強会の席に着く方々に提出してもらえるのかなと思いますし、よろしくそこら辺もお願いいたします。

先ほどから言っておられますように、平成12年度に総務省がマニュアルを、私もここに持っておりますけれども、マニュアルをつくってから急速にこれは普及していますし、これは普通会計を対象としたバランスシートは16年度末で、総務省のホームページを開いたところ全国市町村の約56%が作成済みと書かれておりましたし、私たちが昨年議員会で視察しました津南町や、あと北海道では白老、それと管内では猿払村が既に作成済みでございます。これは、3町村ともいわゆる総務省方式でつくられているものでして、これは先ほど言いましたように昭和44年をベースにして、小規模な町村でもつくられるようになっていきますし、退職引当金の計算ルールと有形固定資産の査定の仕方も総務省のマニュアルに載っております。私は、住民になるべく正確な資産、それと負債の額を伝えるためにも、少なくとも総務省方式で今年中につくるべきと私は考えておりますが、町長の考えもお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 研究中の内容であります。議員おっしゃられたとおり、バランスシートの方式としては総務省方式あるいは独自の方式あるいは積み上げ方式といったようなことがあるようであります。ただ、一番とられている方式としては総務省方式、今おっしゃられた44年の決算以降の資料をベースにして、その数字を積み上げるといった方式が多いようであります。管内的にいいますと、管内的にも稚内市と猿払村においてそれぞれバランスシートや行政コスト計算書が、16年度版ですが、作成をされておまして、道内ではバランスシートで言えば総務省方式で18市、行政コスト計算書が総務省方式で9市、ほかに1市が独自方式などの状況であります。町村で言えば、バランスシートは、道内ですが、48町村が総務省方式、ほかに1町が独自方式、それと行政コスト計算書が16町村で総務省方式、独自方式が1町という状況であります。こうした状況も踏まえながら、考え方としてはよりよいものをとというふうには目指すのは当然かもしれませんが、現状ではやはり総務省方式によってバランスシートを作成してみたいなというふうを考えているところであります。いろいろ作業上の問題等もあるかもしれませんが、できるだけ早い機会にそのこと、バランスシートや行政コストについて作成していきたいということでもあります。

なお、議員さんの勉強会に対する基礎データについては、そろっているものについては提供してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私から最後にお答えをいたしますけれども、昭和44年以降の普通会計の電算化に伴う財務関係については、これはほとんど問題なく私も確保することができるのかなと思いますけれども、ただ施設等の価格の問題等が十分把握できるのかなという心配がちょっとあるわけであります。また、退職手当の引当金の関係については、私ははっきり認識しているわけでありませんが、北海道の市町村退職手当組合に負

担金を支出をしていると、そういう中で退職金の交付が町の会計を通らない、個人の口座に真っすぐ入る、こういう仕組みに今なっていますから、そういうものの取り入れというのですか、バランスシートの中に取り入れる方法がどうなるのかと、こういう面も勉強しないとちょっと即答するわけにもいかないのかなと思います。しかしながら、そういう中であって、できるだけ町の財産、または負債、それからそれぞれの会計年度の収支等々も含めて総務省方式が一番やりやすいのかなと思いますけれども、十分担当と、またはいろんな指導を受けるそれぞれの機関等と連携をとりながら内部で十分詰めて、期待に沿えるようにやってまいりたいと、このように考えております。

(「データは何年からのやつ」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 今の方式はわかったのですけれども、データは何年、44年の決算統計があるときからやるのか、あるいは平成からやるのか、町長の任期からやるのかという質問。

安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 多くの町村では、自治体では総務省方式を取り入れているようですから、それらを基本に考えたいと。したがって、44年以降の決算統計に基づくものというふうに認識をしておりますが、先ほど町長も言われたとおりどういった具体的な支障があるのかわかりません。さらに研究を進めないところら辺はわからない部分もありますので、基本的にはそういうふうを考えているということであります。

○議長(石神忠信君) 星川さん。

○1番(星川三喜男君) 今総務課長と町長から答弁ありましたけれども、私たちとともに今度勉強会の中で聞くところを聞いて、その講師たる先生は物すごいこちらの方には優秀な先生とも聞いておりますので、お互いにわからない点を出し合って勉強会を進めていきたいと思っております。そのときに何年度からやっていくべきかも多分指導があろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、再々質問にさせていただきます。町長は、本年度の行政執行方針の中で行政評価制度の導入に向けた執行に取り組むと言っておられますが、行政評価を行うためにもどれだけのコストを投入し、どれだけの効果があったのか検証することが私は重要な一つだと思います。その中で、行政評価の質を高めようとするればコストの正確な把握が必要であり、発生主義的な考え方に立った将来のコストも計算しなければならないと思います。行政コスト計算書の導入は、少なくとも行政評価と同時かそれ以前に行わなければならないと私は思います。ですから、ただいま言われましたように、私も言っているとおり、バランスシート、行政コスト計算書の作成を先行して行って、中長期行財政運営計画や先ほど来から言われておりますように、柳澤さんも言われましたように今年策定されるだろう後期の総合計画の実現性とも密接な関係があるのでなかろうかと思っております。今年度中に急ぐべきだと思えますが、最後に具体的な期限を再度言ってもらえれば幸いですけれども、このバランスシートは行政の成績表だと私は前も言っております。これで町長ので

きぐあいが、悪いですけれども、はっきり町民にわかると。本当に収支バランスがとれて、安心して町民が生活していけるようなバランスシートを早急に仕上げてもらえれば町の経営状況がはっきりわかります。将来の町民に残された負債の額などもその中でわかれば、町民が本当にもっともっと頑張っていきたいとみんな思うのでなかろうかと思えますし、そういう意味を込めまして再度今年中、要するに12月までにつくり上げたいという意向も言ってもらえればなと思えます。再度お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 初めての取り組みでありますので、なかなか期限をいついつまでということをおからはちょっと限定できないというか、大変申しわけないのですが、とりあえず8月の初めに予定されている勉強会にも参加をさせていただきながらそこら辺は見きわめていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 何か腰砕けで終わってしまうような感じで申しわけないのですが、確かに町長も総務課長も言うように人も少なくなり、新しいものに取り組むに対しては時間はかかると思えますけれども、このバランスシートの件は総務省から平成12年度から言われております。そして、前にも私たちも何回か言っておりますので、今後これからやるということではなくて、もう既に本当であれば何らかの形で動いていなければならなかったのかなと思えます。先ほどの柳澤議員さんへの答弁にもありましたけれども、何か引き延ばしというような、確かに重要ですから、時間をかけてというのわかります。その前に、ここまでやって、申しわけないのですけれども、もうちょっと突っ込みが足りないから、もう少し時間をかけさせてくれという答弁であるならまだしも、何か物足りなさを感じます。バランスシートをつくらなければ、先ほど言ったように総合計画も中長期財政計画も本当に絵にかいたもちになってしまうのかなと、そして町民に説明責任を果たさないでいってしまうのかなというようなことを考えながら一般質問を終わらせてもらいたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて星川さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため議場の時計で午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号3番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） 私は、2点についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、中頓別農業高校などの跡地利用について。

(1)、中頓別農業高校施設等利活用推進協議会を設置してほぼ1年が経過しようとしていますが、これまでの取り組みと今後の見通しをお伺いします。

2点目、自民党、武部代議士の紹介で関心を寄せていた農業法人神内ファームとの折衝はどうなったのか、その後の経過をお伺いします。

3点目、利活用推進協議会が敏音知小学校校舎の跡地利用についても中農高と一体的に検討していくのかお伺いいたします。

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野呂智雄君) 石井議員さんの中頓別農業高等学校等の跡地利用について、小林参事に答弁をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 小林総務課参事。

○総務課参事(小林生吉君) それでは、3点についてご答弁申し上げます。

1点目ですが、中頓別農業高等学校施設等利活用推進協議会につきましては、17年度中に会議を2回、作業部会を3回開催しています。17年度中に基本方針をまとめる予定で、作業部会委員に対しては事務局原案を示しているところですが、まだ協議会に諮るまで至っておりません。ことし4月以降、事務局といたしましては宗谷支庁、宗谷教育局との連携や情報提供などの協力体制を確認してきておりますが、現時点では有力な可能性を見出せていないというのが現状であります。現時点では、情報収集を中心に作業を進めております。今後についてですが、7月には基本方針案とともに具体的な今後の行動計画もあわせて協議会に提案していきたいというふうに考えており、その前段に関係機関や企業等も回っていききたいというふうに考えております。

2点目であります。農業生産法人神内ファーム21とは、代理人を通じて提供を求められた資料を提出し、同法人の事業拡張に伴う本町への誘致を働きかけたところですが、残念ながら事業に見合う農地を確保できる見通しが立たず、不成立に終わっています。現在も当町の資料を預かっていただき、検討していただくことになってはいますが、見通しとしては相当に厳しいのではないかとこのように認識しています。

3点目であります。敏音知小学校の跡地利用については、中頓別農業高校と一体的に利活用することが望ましい場合もあり得ると思っておりますが、現時点では別々に検討しております。

以上です。

○議長(石神忠信君) 石井さん。

○7番(石井雄一君) 再質問したいと思いますけれども、まず1点目の進捗状況です。基本方針案は17年度中にやろうとしているのがおこなわれているというふうに、この答弁ではそうなのかなというふうに思うのですけれども、先ほどからお話聞いていて、なかなか忙しくて物事が進まないのかなというふうに思うのですけれども、結構急がなければならない内容かなと思っているのです。この跡地利用については。大変ではありますけれども、あれだけの膨大な敷地といいますか、関連の施設等を含めると相当しっかりとやっていか

なければならぬのだろうなというふうに思いますから、基本方針案というのは相当早く出していただいて、それに基づいて進んでいってほしいなというふうに思うのです。それで、7月には方針案を出すということでございますので、現在検討されているのかなというふうに思うのです。それで、具体的な今後の行動計画もあわせて協議会に提案していきたいということでございますから、まだでき上がってはいないのかもしれませんが、こういうことを検討しているということがあれば、内容を紹介していただきたいと思いません。

それと、その前段に関係機関や企業等を回っていきたいということでございますので、これはどういうところへ行くのかちょっとわかりませんが、今まで回ってきたところをまた回るといふことなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、2点目、神内ファーム21との交渉の経過が農地を確保できなくて不成立に終わっているということなのですから、お話を聞きますと神内ファームの方はほかの方で何か見つけたような情報もちょっと聞いていますが、そんなこともあってなおそうなのかなというふうに思います。それで、現在も資料を預かっているということでございますけれども、それはなかなか見通しは厳しいというお話でございます。その後恐らく連絡がないのかなというふうに思うのですけれども、もし何かあればそういった経過についてもお話を伺いたいと思います。ただ、武部代議士を通じてのお話は、今後もできれば続けていってほしいなというふうには思うのです。代議士はかねがね責任を持ってこの跡地はあれしたいというふうな言い方をしていましたので、その辺は神内ファームにとどまらず、今後とも連絡をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、3点目、ちょっと私の質問の仕方も悪かったのだと思いますけれども、敏音知小学校と中頓別農業高校と一体に検討すると言ったのは一緒にやっぱり検討してほしいということで質問させていただきました。それで、当然一体でできる場合もあれば別々にやらなければならないということだろうと思いますので、答弁は別々に考えたいということでございます。それで、考えたいということでございますので、例えばこういった方向性で敏音知小学校の場合は考えているとか、そういったことがあればお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） まず、農業高校に関しまして基本方針や今後の行動計画の中で考えていることということであります。基本方針としましては、この地域総合計画の理念などと合致して地域の資源というものを生かしていく地域らしい利活用ができればいいのではないかとというような、その中で農業高校を核とした地域の再生というような将来ビジョンが描けないかというような考え方を基本に据えているところであります。その中で、前々から申し上げていますようにやはり農業高校がなくなるという損失というか、失うもののすべてを埋めるわけにはいかないかもしれませんが、既存にあるものをただそこに移すだけでは農業高校がなくなったことだけが残ることになってしまいかねな

いので、何らかの地域へのプラスアルファがあるようなものを誘致するなりつくり出していくなりということを基本に考えていくべきではないかということでもあります。その中で、私立の学校であるとかいろいろな研修機関、これからつくろうとしているような、例えば二一トの就農などということも言われておりますけれども、例えばそういうようなことであつたりとか、あるいは民間企業とのタイアップであるとか、そういったことを具体的にある程度絞り込んで、実際に当たっていくというようなところまでやっていかなければいけないかなというような考え方があります。

それと、2点目については、私が答えるべきかどうかということもあるのですが、武部先生におかれましては大変有力な情報の提供をいただける先であると思っておりますし、何かあったときにはお力添えいただけるところというふうに認識しておりますので、議員ご質問のとおり今後も情報交換といいたまいますか、そういうようなことを続けさせていきたいというふうに考えております。

3点目の趣旨は、中農高の利活用の協議会が敏音知小学校の利活用も検討すべきだという、ちょっとその辺の趣旨というふうにとっていませんでしたので、その辺については今すぐ返答できないかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。役場の内部のところでは申し上げますと、敏音知小学校の利活用につきましては中農高の協議会の作業部会の庁舎外の委員さんを除いた委員、役場の課長級で構成しております。そういう面では検討していこうということになっておりまして、作業する部分では重なっている部分も現状としてあるというふうにご理解いただきたいと思います。あと、敏音知小学校の方向性について今段階で申し上げられるような内容というのは、大変申しわけないのですが、今の段階としてはちょっと申し上げられないのですが、今担当の課としては一つの考え方をまとめておりまして、それを今関係課と調整に入ろうかというような段階でありますので、もう少しお時間をいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 今後にすべてがかかっているというふうには理解はしますが、敏音知小学校も中農高の跡地についても全体に言えるのですが、当然それ以外の箱物といいますか、建物の利用も含まれるのかなと思うのですが、お願いするところはいろんなところへお願いしていろいろやるのは結構だと思いますし、それはいいとは思いますが、自分たちでもこういったことに使えないかとか、こういうふうにご利用できないかという、そういう考え方も非常に大事なかなというふうに思うのです。それで、もしそういったことを真剣にやろうとすれば、多分なかなか忙しい状況もあると思っておりますので、この中でやはり一般の町民の中のアイデアとかそういったものを募集するというか、そういった方法も取り入れた方がいいのかなというふうに思うのです。それは、一緒の会議に入ってもらうことも一つでしょうし、いろんなアンケートといいますか、何かそういったことでも、やっぱり関心はみんなあると思うのです。ただ、なかなか実現可能なことはそうそう思い浮かばないにしても、アイデアとしては出てくるものがあるのかなとい

うふうに思うものですから、そういった方に向けていく努力も今後してほしいなというふうに、総体的にそう思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 最初にご指摘のありましたよそにお願いするだけでなく、自分たちで利用することも真剣に検討すべきだというご趣旨だというふうに思います。大変財政状況が厳しい中で、また新たな運営コストのかかる施設を抱えるということについてはやはり慎重に考える必要があるだろうというふうに認識はしております。そんな中で、農業高校の施設についてはなかなか難しいかというふうには思いますけれども、既存の施設などを有機的につないで、その中で現状の運営費、運営コスト、そういうような範囲の中でやれる、例えば敏音知小学校を生かしていく道はないかというような考え方はしていく必要があるかなと、それも考え方の一つではないかというふうに思っております、そんなアイデアも考え方の基本としては据えていきたいというふうに思っております。

それと、町民からのアイデアの募集なのですが、今までもインターネットなどで募集はしていますが、これまで反応がなかったというのが現状なのです。それで、この6月25日の旬報、翌月の広報で改めて農業高校の利活用のアイデアということについて町民の皆さんに募集をして、お寄せいただくというようなことで今準備をしております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） それでは、2点目の方の質問に入りたいというふうに思います。ふるさと回帰（定年帰農、移住定住事業等）の取り組みについて。

（1）、敏音知地区で進めているお試し暮らし（JTB関連）のその後の進捗状況をお伺いいたします。

そして、2点目、先般の常任委員会の所管事務調査でさまざまな協議会、それからNP法人、それから民間企業との連携、さらにはホームページに空き家、空き地情報を掲載するとのことでございましたけれども、多分いろんな取り組み、いろんなところと情報交換をしているのだらうと思います。そんな中で、他町村と、これは全国的といいますか、当然全道も含めて、ほとんどの町村が定住促進とかそういったことで団塊の世代を対象にした事業に取り組んでいるのかなというふうに思います。そういった中で、他町村との差別化のために本町としては何を強調するのかということが、この辺が大事なかなというふうに思うのです。その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） ふるさと回帰（定年帰農、移住定住事業等）の取り組みについて、小林参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） それでは、私の方からご回答申し上げます。

体験移住事業につきましては、株式会社ジェイティービーが企画しているお試し暮らしに北海道の他の5市町とともに参加する方向で、町が中核となった実行委員会を組織して

実施する方向で準備を進めております。現在パンフレット作成、体験メニューづくり、体験用住宅の整備などが進んでおり、6月中には全国に情報が発信される予定になっております。

2点目でありますけれども、全国的な広告宣伝力を持った株式会社ジェイティービーとの連携やNPO法人ふるさと回帰支援センターが開催するふるさと回帰フェアへの参加というものも全国的には限られた市町村だけの取り組みということでもありますので、こういった面での差別化と申しましょうか、取り組みとして力をかけてやっていきたいということがあります。この中で課題となるのは、移住を希望している人たちに対してこの町の魅力をどう伝えていくかということになるかと思いますが、基本はその地域にある資源を生かすことと地域としての誠意や熱意が重要な要素になるというふうに考えています。地域住民が主体となって、ここにしかない暮らしのよさや人のすばらしさ、さらにしっかりとした受け入れ態勢を強調して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 1点目のJTBとの関連とかいろんなことで取り組んでいることについてでございますけれども、これも先般北海道新聞でしたか、札幌の隣の当別町もお試し暮らしで住宅か何かを4戸ぐらいあれしてやるというようなことの新聞記事が出ていました。それで、やっぱりその辺で一番大事になってくるのは、同じような取り組みをしているものですから、答弁の中にもあります体験メニューなのだろうなというふうに私は思うのです。これは、先ほど参事も言っていますように、中頓別らしさといいますか、一流の、中頓別づくりの基本方針に基づいた、そういった関係でいきたいのだろうなというふうに思うのです。そういったことで、それをどういうふうな中身で具体的に取組もうとしているのか、その体験メニューがあればそれをお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、2点目、私は質問の中にも最初に言ったのですけれども、差別化という言葉が適当かどうかはわからないのですけれども、他の市町村と違いがあることが何か引きつけるといえるのか、魅力につながるのかなというふうに思うのです。だから、そのためのことをどういうふうにつくっていくのか、中頓らしさも含めて、同じようなことを言うてしまうのですけれども、そこで地域にある資源を生かすということが答弁の中であるのですけれども、地域の中にどんなものが資源としてあるのかということをしかりつかまえていないと、これは利用できないのかなと思うのです。その辺の認識をどういった、これがこの地域の資源だという、そういったものを具体的にあればお示し願いたいのと、それからここにしかない暮らしのよさと人のすばらしさということであれば、この言葉は非常に言葉的にはいい言葉だとは思いますが、受け入れ態勢もこの中に含まれると思うのですけれども、中頓別町全体で定住、移住を受け入れるという、そういう気持ちを地域住民一体となって持つようにならないとなかなか難しいのかなというふうに思うのですから、その辺も含めて、この辺の浸透させるための努力をどういうふうにしていくのか、そ

の辺もお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） ちょっと2点目のところとも重なっていくかもしれませんが、移住を希望されている方たちの動きとして、随分いろんなところを回って何カ所も回って、最後に移住する先を決めていると。4月、5月にかけて何人かの、よその地域も含めて移住されている方たちのお話を聞いております。遠くは長万部町とか黒松内とかなどのお話も、実際に行って伺ったりもしてきております。そういう面では、たくさん事前に調べて幾つものの中から選ぶというような動き方をしているかなという印象があります。そういう中で中頓別に、1カ月になるのか2週間になるのかわかりませんが、そういうふうに来ていただいたときにそこでどんな生活をして体験をしていただけるかということが非常に重要だということになるかと思えます。その中では、同じ長期であってもリゾート型というか、アウトドアの体験をいろいろできるというのもあるのかもしれませんが、より生活に密着したふだん着の生活を経験していただくということが非常に重要だというふうに考えております。そういう面では、その地域に協力をお願いして、ふだんどおりの食事であったり行事であったり、そういうものに参加していただきながら、その地域の個性とか暮らし方みたいなことを味わってもらおうということが大事なのではないかというふうに思っております。

それと、2点目の中で他との違いをどのようにつくっていくかということ、これは先ほど申し上げた長万部などは、お話を聞くとNPO法人が無農薬の農場を持って、そこをみんなで一緒につくろうというような取り組みから移住者を招き入れるというような手法をとってまして、そこに行ってNPOの方たちのお話を伺ってきました。驚くほど大変な苦勞をされてNPOの方たちが頑張っていました。同じようなことがこの地域でできるかどうかということになると、なかなか難しいところもあるかと思えますけれども、そういう本物志向というか、そういうことがやはり大事なのかなというふうに思っています。そういう面では、余り奇をてらわずに、先ほど言ったようにふだん着のままの生活体験ということが何より重要ではないかということを中心に据えていきたいと。その中でほかのないものをつくり上げるということについては、なかなか難しいところもありますけれども、少しそういった取り組みを重ねていく中から積み上げていくべきではないかというふうな考え方でいきたいというふうに考えております。

それと、受け入れ態勢について、少し今立ち上がりに時間をかけさせていただいているのは、当初予定していた事業規模から、道の補助金なども使って少し事業内容を豊富にしていこうというようなことで考えているのにちょっと時間を要しております。その中では、実行委員会のような体制をつくって進めていこうということで、月内に関係機関との協議を終わらせていきたいというふうに今準備しているところです。ただ、その段階では、今すぐできることを取り組めるような比較的動きやすい実行委員会というのをイメージしています。ただ、将来につきましては、議員がご質問されましたような町全体としての受け

入れ態勢というようなことをきちんとつくっていく必要があるだろうということで、年度内にはそういう体制整備もやっていきたいということでもあります。それに関連いたしまして、この秋には移住、定住の関係の研修会も予定をしております。この夏どのような反応があるかちょっとわかりませんが、一定期間このお試し暮らしなどを実際にやってみて、その辺の反省も踏まえて研修会の中で将来の方向性とかあり方というようなことも考えていけるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） やっぱりなかなか大変だとは思いますが、それで、自分も思うのですけれども、大変だからこそやりがいがあったり、取り組む姿勢も気持ちも入ることにならないとまずいなというふうに思うのです。みんな見ていたと、参事も見ていたと思うのですけれども、道新ですと連載で定住についての書き込みがありました。その中で二、三、参考になるかどうかわからないのですけれども、市町村が取り組むときに大事なことということで二、三あったのですけれども、やっぱり1番は私が最初に言ったように差別化するためのこの町の特徴とか特色とか、そういったことをきちっと持たないと、さっき参事も長万部のお話ししていました。だから、それをつくるために何でやるかということなのです。だから、それは民間の力も必要でしょうし、それから役場とかみんな力を合わせることもやっぱり大事なだろうなというふうに思うのです。そのためにみんな力を合わせることも、協力は惜しまないと思いますので、そういったことを仕掛ける。それから、黒子に徹するべきだというふうにも書いてありました。だから、ちょっと大変な中にまたさらに大変になるでしょうけれども、そういった段取りといいますか、そういう仕掛けをすることが非常に大事なかと。動かないものを動かすのですから、簡単ではないと思います。だから、そういった努力を惜しまないようにしてほしいのと、それから情報を提供するときの一つだけある情報の提供の仕方ではなくて、ただインターネットに載せればいいのか、そういったことでなくて、もう少し工夫した情報提供の仕方とか、そういったこともされた方がいいというようなことが書いてございました。そういったことを参考にさせていただきながら、これからぜひとも何とか定着していけるように努力していただきたいなというふうに思って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） これで石井さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 二つのことについて質問をしたいと思います。

一つ目ですけれども、新たな高校教育に関する指針（素案）について。中頓別農業高校の生徒募集停止で大きな衝撃を受けたところへ追い打ちをかけるように、道教委は新たな高校教育に関する指針（素案）を公表し、道立高校の47%、109校が統廃合の対象であることを明らかにしました。素案の中には本町の中学卒業生の半分以上が進学する浜頓別高校も含まれており、もし同校が統廃合されれば多くの生徒が自宅から通学できなくなります。遠くの高校へ進学させることは親の経済的負担も大きく、事情によっては子供た

ちの高校教育を受ける機会が奪われかねません。4月19日に稚内市で開かれた地域別検討協議会、意見を聞く会では、各町村から教育関係者が出席し、意見を述べておられましたが、町長に次の点を伺います。

1、素案中の高校配置について、どのように考えていますか。

2、浜頓別高校存続のため、どのような役割を果たすべきと考えていますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多さんの新たな高校教育に関する指針についてお答えをいたします。

新たな指針は、生徒や保護者はもとより地域に及ぼす影響も大変大きなものがあり、南宗谷地域から将来高等学校がなくなる可能性が高く、地域の高校教育を切り捨てるものであると、このような認識を持ったところでございます。

また、2点目でありますけれども、2町1村と連携を図り、浜頓別高等学校存続のため、行政として先頭に立って取り組んでいきたい、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をいたします。

高校の進学率は九十数%に及び、ほとんど義務教育化している状況であること。地域が広大で交通機関が整備されていない実情から、1クラスの定員40名、1学年4から8クラスを適正規模とする道教委の考えは行政効率、財政効率だけからはじき出された数値であり、市町村合併推進の考えと同じで、到底納得できるものではありません。地域から高校がなくなれば過疎化、少子化に拍車がかかることは明らかです。浜頓別高校存続のため2町1村で連携を図る、また行政として先頭に立って頑張るという町長の言葉は、大変心強い限りです。そこで、次の点について伺います。普通科2間口の復活を目指して3町村が道教育庁、道議会への要請を行うということでしたが、それ以外に地元浜頓別町を中心に2町1村の連携は今どのような段階なのでしょう。また、具体的にはどのように存続運動を進めたらよいとお考えでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） まず、前段の質問にお答えをいたしますけれども、浜頓別高等学校、18年度1間口になりました。しかしながら、来年度の生徒の、中学3年生の生徒でありますけれども、卒業の見込みからいきますと今の1間口では20名程度が浜頓別高等学校に入学できない状況に陥りそうだと、こういうような情報の中で、先般6月の13日に浜頓別町、中頓別町と猿払村3町村によりまして道議会、それから北海道教育委員会等に2間口の要請の陳情をしまいました。中頓別町からも、私がたまたま違う用件がございましたので、助役が出席をいたしまして、それぞれの関係機関、または関係者に要請をしてきたところであります。

また、後段でありますけれども、今後浜頓別町長または猿払村長と連携を図りながら、今後の存続に対する対策をまだ今現在決めておりませんが、早急に連絡をとりなが

ら今後の存続のための要請、またはどのような組織体をつくってこの運動に取り組んでいくのかと、こういう部分について協議を進めてまいりたいと、このように考えているところでもあります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 具体的な組織がまだ立ち上がっていないような状況というふうにとらえましたけれども、素案の中の配置計画の具体的な取り扱いの中で平成20年から平成22年の配置計画を18年度に公表するというふうになっていますので、早急に組織を立ち上げて、関係者、住民一丸となった存続運動になるよう全力を尽くしていただきたいと思います。

また、教育水準の維持、向上を図る高校配置の説明の中では、再編整備の対象となる道立高校について地域の実情を踏まえ、地元市町村への移管を検討となっているのですが、これだけ地方の財政事情が厳しくなっているとき、道として地元市町村への道立高校の移管なんていう考えは、これはとんでもない責任放棄だと思います。そんなことになれば地方と都市部との教育格差が拡大して、教育水準の維持、向上はかえって難しくなります。教育条件の整備こそが教育行政の最も重要な仕事であると思いますので、浜頓別高校を道立高校として存続するよう強く要請すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 前段の質問でありますけれども、浜頓別町には浜頓別高等学校を存続させる会があると、私このように聞いております。これは、浜頓別町や、それから浜頓別高等学校、それから同窓会やPTA、こういうような組織で今現在つくっているということでもありますから、私どもがその組織に入って一緒にやる方法論がいいのか、または新たに2町1村で新しい組織をつくって存続を図るという行動をするのがいいのか、これについては浜頓別町と十分協議をしながら、浜頓別の主体的な指導によって、私どももそれに応援をしていきたいと、このように考えているところでございます。

また、2点目の道立高校の関係について町村立の高等学校に移管をすると、こういうような話もございましてけれども、大変厳しい状況のもとで町村立への移行というのは不可能に近いだろうと、このように思います。また、私どもこの近くには、4学級以上の高等学校が設置されているところはどこにもありません。稚内までありません。そういう面からいくと、全国一律のその基準に合った学校規模存続、またはそれ以下の高等学校については廃止または町村移管、こういうような二者択一の考え方でいいのかどうかというと、大変私は疑問を持っているところであります。そういう意味では、3学級以下の高等学校であってもそれぞれの地域の事情を十分加味をしていただいて、道立高校は道立として存続をし、地域の子供たちが将来に向かって高等学校を受けられないような環境をつくらない、こういうような考え方をぜひ道教委または北海道に訴えていきながら、道立のまんまの学校存続について努力をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 地域の子供たちが将来にわたって道立高校で高校教育を受けられるように、ぜひ地元住民の協力も得ながら先頭に立って頑張っていただきたいと思いません。

二つ目の質問をいたしたいと思えます。高齢者の高額療養費の払い戻しについてということで質問をしていたわけですが、高額療養費というところ、認識不足がありましたので、高額医療費というふうに変えていただきたいと思えます。

高齢者の高額医療費の払い戻しについて。高齢者の医療費負担が定額から定率負担になり、自己負担金が限度額を超えたとき、その分が返還されることになってはいますが、その都度医療機関の領収書をそろえて、印鑑を持って申請に行くという手続が高齢者にとっては大変だと思えます。領収書の紛失や払戻金より交通費の方が大きいなどの理由で申請しない方も少なからずおられますので、次の点を伺います。

1、老人保健の対象者に事前申請方式を取り入れ自動払いにしたり、近隣の一部自治体で行っている初回のみ申請で済むようにしたりするなど手続を簡素化し、高齢者住民の利便性を図ることはできませんか。

2、申請がなかったために高額医療費が払い戻されないことについてどう考え、どのように処理されていますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 2点目の高齢者の高額医療費の払い戻しについて、保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 2点についてお答え申し上げます。

老人保健事業に係る高額医療費の支給につきましては、医療費が医療機関において支払われたかどうかを確認の上支給する必要があることから、現在の申請方法をとっておりますが、高齢者の事務的な負担を軽減するためにどのような方法がとれるか検討してまいります。

2点目につきましては、老人保健事業に係る高額医療費については、医療受給者の申請行為に基づき高額医療費として支給するものと考えております。したがって、申請がなされた時点にて支給を行っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） どういう方法がとれるか検討するということですので、改善の方向に進むというふうにとめたいと思えます。また、高齢者の事務的負担軽減のためと言っておられますけれども、負担はそれだけにとどまらず、経済的にも、この場合はここでは交通費のことですが、交通費的にも体力的にも大きな負担だと思えます。そこで、事前申請方式で口座振り込み、または初回のみ申請で2回目以降は口座振り込みのどちらかの形がとれないものでしょうか。と伺いますのも、高齢者の負担はいろいろな

面でふえているにもかかわらず、年金は減る一方です。特に医療費は、平成14年から定額負担から定率負担になっています。そういうふうになったために、高齢者にとって大変大きな負担になっています。例えば長期入院されている方の家族からは、1カ月10万円近い医療費負担に耐えられないという切実な声が聞かれます。保険給付の対象とならない支払いも実際にはかなり多いので、高額医療費として戻ってくるのは微々たる金額なので、皆さん通知を見たりして非常にながかりしたりびっくりして声も出ないのです。年金のすべてを医療費に充ててもまだ足りないかもしれないという、そういうことは不安とか心配を乗り越えて恐怖です。このような高齢者の方々の経済的、精神的な負担の重さを考えたら、領収書なしでの払い戻し、口座振り込みにするというのはせめてもの思いやりではないでしょうか。

2点目、高額医療費については申請行為に基づき支給するものと考えていると言うのですけれども、老人保健事業でなくてもほかの払い戻しも同じだとは思いますが、特に老人保健事業に係る高額医療費について、申請がなければ払い戻しをしないということでも、それは余りにも冷たいのではないのでしょうか。決められた限度額以上に医療費を支払っているのですから、当然払い戻すべきお金だと思うのです。1件当たりの金額は小さくとも、また申請に期限はないというものの、そのままにしておいてよいのでしょうか。この払い戻しについて、国や道の指導などはどうなっているのでしょうか。つまり100%払い戻すことについて、それぞれ配慮をなさいますとか、何か努力義務だとかないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 1点目の申請方法についてですが、事前申請または自動払いにするかどうかの部分ですが、これについては当然先ほど言われましたように改善の方向に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておきまして、この申請方法についてもどういう申請方法が可能なのか、早急に検討していきたいというふうに考えております。しかし、事前申請をしたとしても、例えば年1回の申請にしたとしても、当然請求行為が必要になってくるわけですから、申請を受けて支払いするときに請求印の押印が必要になってきます。それらの事務取扱をどのようにしたらいいかだとか、もろもろの問題が当然起こってくると思いますので、その辺を十分検討した上で改善に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、2点目についてですが、高額医療費については確かに一部負担したお金を返還する、形としては返還する形になりますが、あくまでも法律上は一部負担した金額を申請に基づいて支給をする法律になっております。したがって、申請行為に基づいて支給をするということになります。今まで前段でもご説明しておりますが、医療費を医療機関の窓口で支払いをされた部分に対して高額療養費として限度額を超える部分を申請に基づいて支給をするということが大原則ですから、今までについてはその原則に基づいて取り扱いをしてきているということでもあります。それで、国、道等の指導はどうかという

ことなのですが、国、道の指導につきましては指導監査のときには高額医療費の支給については支給申請をされるように指導は来ております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 国とか道の指導というか、それも厳しいものがあるというふうには思いますけれども、ほかの自治体でもやっていることですので、何とかクリアできる方法はないものかどうか、よく検討していただきたいと思います。

改善に向けて取り組みたいということですので、再度伺いたいと思いますけれども、払い戻しの仕組みを変更するというには予算的な措置は特に必要がないように思いますので、一刻も早く実現して、少しでも多くの方が恩恵を受けられるようにできないものでしょうか。検討にどれくらいの時間を要するのか、いつごろから実施できそうなのか、実施を目指すのか伺います。意識改革というふうによく言われますけれども、常に住民の側に、住民の立場に立って仕事を進めるというふうに意識を持って、変えていただけたらありがたいのではないかと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 先ほども答弁したとおり、早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、1点心配なことは、高額医療費については老人保健事業と国民健康保険事業の両方の事業でもって高額医療費の支給がされております。したがって、一方を高齢者の事務的簡素化ということに基づいて取り扱いを変えていかざるを得ないことに当然なるわけですから、その辺の混乱が起きないように当然取り進めていかなければならないと思いますので、取り進めるに当たっては老人保健事業の高額医療費の対象者個々に対して説明をしながら進めていくような形をとらざるを得ないというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） では、事務上、事務手続上というか、困難もあるということですが、早急に検討するということですので、よろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は終了いたしました。

一般質問が終わりましたので、議場からのテレビ中継は終了いたします。

ここで議場の時計で2時10分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第19、議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更に伴う協議について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更に伴う協議について。

北海道市町村総合事務組合同規約において本年4月1日より収入役を置かないこととしたことから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

北海道市町村総合事務組合について若干説明をしておきます。北海道市町村総合事務組合は、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合で組織され、消防組織法の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務、地方公務員災害補償法の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務などを行っており、事務所は札幌に所在している団体であります。

それでは、変更規約の内容であります。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

第9条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、条例の定めにより、組合に収入役を置かないことができる。

附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更に伴う協議については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第2号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第2号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更について。

宗谷広域圏振興協議会を設ける市町村において、平成18年3月20日をもって、枝幸町と歌登町が合併し、新たに枝幸町が誕生することに伴い、規約の変更を行うものであります。

宗谷広域圏振興協議会規約の一部を変更する規約。

宗谷広域圏振興協議会規約（昭和46年10月1日施行）の一部を次のように変更する。  
第3条中「歌登町」を削る。

附則、この規約は、公布の日から施行し、変更後の宗谷広域圏振興協議会規約の規定は、平成18年3月20日から適用する。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第3号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第3号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第3号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

新旧対照表でご説明申し上げます。本条例の改正につきましては、職員給与条例第14条第2号、中頓別町国民健康保険病院勤務の医師の宿直、日直料の改正でございます。現行宿直料1万5000円を2万円に、日直料2万1,000円を2万円にするものでございます。この金額の改正につきましては、国家公務員、道職員につきましては日直、宿直それぞれ2万円となっております。近隣病院については取り扱いがまちまちでありますけれども、国、道並びに近隣の浜頓別町、猿払村と同様の額に改正するものでございます。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 今の改正の根拠についてはちょっと納得しがたいところがあって、道や何かの公務員の規定がそうだから、近隣町村の病院がそうだから、それで中頓もそうするというのでは改正の根拠としては余り、理解が得られるような理由ではないかなと思うので、もともとの根拠となるところがあればもう一度説明願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、ことし4月1日付で外科医が就任をいたしました。赤平の市立病院に勤務をしておられた実績だとか釧路町で勤務をされた実績のある外科医でありまして、たまたま私どもの町に来るときに給与条件、いわば年収等の条件の提示をいたしまして、その金額で来たわけでありまして、当初本人が考えていたよりもかなり宿直等が多い状況でありまして、その関係もありまして、中頓別の宿直料についてはほかから比べると安いのではないかと、こういうような指摘をされました。そういう中で、私どもは国の国家公務員人事委員会で定められている宿直料、または北海道が道立病院で支給をしている宿直料、または近隣町村等を調査をして、それよりも安いのであれば改正をいたしますと、こういうような回答をいたしました。それで、調べた結果、宿直料については現在1万5000円でありまして、国家公務員人事委員会も北海道も、また近隣町村も2万円というのが大変多いと。また、日直につきましては、中頓別は2万1,000円でありましたけれども、これも調べたところ2万円、国も道も、また浜頓別も猿払も2万円と、こういうような数字が出てきたわけでありまして、

そういう中身で、先生とも約束したとおり、金額が違うのであれば、今回来たお医者さんについては宿直をした場合について5万も6万も支給をされている、こういうような実態の話もありましたけれども、しかしながら私ども今お話ししたとおり国や道や、または近隣町村を調べた結果に基づいて改正をお約束をしたと、こういうようなことから今回改正をさせていただくと、こういうことでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 日程第22、議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 申しわけありませんが、当初配付いたしました議案に誤りがありましたので、差しかえ用として配付いたしました議案で説明させていただきます。

議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正内容につきましては、別紙、中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の要旨でご説明させていただきます。今回の改正は、平成18年度介護保険改正令により、平成17年度税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止によって、介護保険料の負担が増加する被保険者について、急激な負担を緩和し、段階的に本来負担

すべき介護保険料に移行できるよう平成18年度、19年度の2カ年によって経過措置を講ずるものであります。緩和措置の内容につきましては、平成18年度保険料の緩和措置の内容で附則第2条第1項第1号は、第1段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万1,600円とするものであります。附則第2条第1項第2号は、第2段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万1,600円。附則第2条第1項第3号は、第3段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万9,800円。附則第2条第1項第4号は、第1段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として3万6,000円。附則第2条第1項第5号は、第2段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として3万6,000円。附則第2条第1項第6号は、第3段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として4万3,600円。附則第2条第1項第7号は、第4段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として5万1,800円とするものであります。

平成19年度保険料の緩和措置の内容でありますけれども、附則第2条第2項第1号は、第1段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万9,800円とするものであります。附則第2条第2項第2号は、第2段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万9,800円。附則第2条第2項第3号は、第3段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として4万3,600円。附則第2条第2項第4号は、第1段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として4万8,000円。附則第2条第2項第5号は、第2段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として4万8,000円。附則第2条第2項第6号は、第3段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として5万1,800円。附則第2条第2項第7号は、第4段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として5万5,600円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町介護保険条例附則第2条の規定は、平成18年4月1日から適用すると定めたものでございます。

以上、議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について提案の内容のご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 3点ほどお尋ねしますけれども、経過措置がとられるということは該当者にだけお知らせが行くのでしょうか、それとも全町民向けにお知らせが出るのでしょうか。もし該当者にだけお知らせが行くとしたならば、全町民向けであって同じですけれども、ぜひこの意味が一目瞭然でああこうなるのだなということがわかるようなお知らせの方法であってほしいと思います。

二つ目ですけれども、何段階から何段階に上昇したというふうな書き方がずっとされていきますけれども、左側の段階というのは17年度までの介護保険料5段階、その段階と考

えていいでしょうか。そして、右側の方は新しい段階、18年度からの新段階なので、私は新しい段階を6段階と考えた方がわかりやすく、6段階と知っているわけなのですが、これはどうなのでしょう。この説明の中に6段階に上昇した被保険者という言葉は出てきていないのですが、右側の段階の考え方です。

それから、よくわかっていけばわかるはずだと言われるかもしれませんが、平成20年から、緩和措置が終わって本来の保険料を払うようになると思うのですが、ついでに19年の後の20年からはこの方々それぞれ幾ら払うようになるのか。上から、金額だけでいいですので、一番上、幾ら幾ら、次、幾ら幾らというふうに20年からの金額も教えていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） まず、1点目の町民向けにどのように周知するのかということに対してでございますけれども、別刷りもしくは旬報等で該当者だけでなく全町民に周知するという事で考えております。

2点目の5段階から何段階ということでございますけれども、これにつきましては3月の改正で6段階に設定しておりますけれども、今回のこの改正につきましては第4段階と第5段階、これに対する緩和措置という形になります。それで、第4段階の被保険者に対して、これは3段階を細分化したということと、それから第5段階については4段階を細分化したという形になります。ですから、平成18年度につきましては、13段階になるということになります。ですから、第1段階、それから第2段階、第3段階、それから第4段階を三つに分けるとということと、それから第5段階を四つ、それから第6段階という形になります。

それと、もう一点の20年からの介護保険料はどうなるのかということになりますけれども、第1段階につきましては2万4,000円という形になります。これは、基準額に0.5を掛けまして2万4,000円という形です。それから、第2段階につきましては、これも同じく基準額に0.5を掛けまして年間2万4,000円という形になります。それから、第3段階につきましては、これも基準額に0.75を掛けまして3万6,000円という形でございます。それから、第4段階は基準額の4万8,000円。それから、第5段階につきましては、基準額の4万8,000円に1.25を掛けまして、年間6万円。それから、第6段階につきましては、基準額の4万8,000円に1.5を掛けまして7万2,000円ということで、20年につきましては6段階という形になります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 済みません。大変失礼しました。4段階、5段階にかかわる緩和措置ということがよくわかっていなかったものですから、6段階とかということをしてしまったのですが、そうしたら20年からは4段階の人は4段階の本来の保険料4万8,000円、5段階の人は6万円を払うようになると、そういうことですね。

お知らせの方ですけれども、大変申し上げにくいのですけれども、いろんな福祉関係のお知らせ、町民あてに配られるのですけれども、何回か見ましても、字が小さい、それから文章が長々と書いてあったりする。その文章がなければ意味の説明ができないのだということもあるかもしれませんが、毎度申し上げますけれども、主に見るのは高齢者であるということを意識していただいて、できるだけ文章を省いてわかりやすいものにしていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 今の周知方法につきまして、幾度となくそのお話を聞いております。そういうことで、できるだけ要約した形で周知をしたいなということで考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第5号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 本議案につきましても差しかえさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議案第5号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について。

中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例を別紙のとおり制定する。

本条例は、平成18年4月1日より施行されました障害者自立支援法に基づく制定であ

りまして、10月1日より完全施行されることにより、サービスを受ける障害者の障害の程度を判定する必要があることから、本審査会を設置するものであります。

読み上げて説明にかえさせていただきます。中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例。

(審査会の委員の定数)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき設置する中頓別町障害認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、5人以内とする。

(委任規定)

第2条 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、中頓別町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1

項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

なお、この辺地の総合整備計画書に関しましては、6月1日付で道知事との協議が調っております。次のページをお開きください。同辺地の総合整備計画は、平成18年度から22年度までの5年間の計画で、登載事業は秋田原野線の整備で、事業費5,000万円、財源内訳は特定財源2,500万円、一般財源2,500万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2,370万円とするものであります。必要とする事情については、計画書に書いてあるとおり、本路線は地域住民の日常生活、コミュニティ活動を図る上で欠くことのできない路線であり、安全性向上のため歩道の整備が必要であるという内容でありまして、歩道拡張、延長1,000メートル、幅2.5メートル、計画としては20年、21年度の内容であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） この歩道は、両側につくのですか、片側だけですか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 片側です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 秋田原野線となっているのですけれども、場所がよくわからないので、教えていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 秋田に入る入り口からずっと、星川議員のところをずっと通って、その道路です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号についてお諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成18年度中頓別町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,262万8,000円とするものであります。

5ページ、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、14目政策推進費では、既定額に60万円追加するもので、内容は森林を生かした地域づくり研修会、移住、定住の促進と地域づくり研修会を開催することに必要な報償費、旅費などの経費を計上するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から27万5,000円減額するもので、内容は社会福祉協議会運営補助金を同額減額する一方で、2目老人福祉費では既定額に55万円を追加、内容は高齢者事業団設立に伴う運営補助金で、道、町がそれぞれ半額負担するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に86万1,000円追加するもので、内容は一般廃棄物処理施設汚泥脱水機修繕料を計上するものであります。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費では、既定額に4万9,000円追加するもので、内容は援助対象者数の変動によるもので、3項中学校費、2目教育振興費では30万2,000円の追加で、内容は援助対象者の増によるものであります。

13款諸支出金、3項基金費、5目豊かな環境づくり基金費では、103万円の計上で、第1回定例会で議決された中頓別町豊かな環境づくり寄附条例に基づき、4月1日以降町内外からお寄せいただいた寄附金、企業1件、個人5件で総額103万円を今回積み立てるものであります。

歳出合計、既定額に311万7,000円追加し、34億7,262万8,000円とするものであります。

4ページ、歳入を説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金は、既定額に6万円追加するもので、歳出、教育費、教育振興費に対する特殊学級就学奨励費補助金、高度へき地修学旅行費補助金をそれぞれ減額、追加するものであります。

15款道支出金、2項道補助金、3目民生費補助金は、既定額に27万5,000円追加するもので、内容は歳出、民生費、老人福祉費の高齢者事業団運営費補助に対する道補助金を計上するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、103万円を新規に計上するものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、既定額に115万2,000円を追加、充当財源として前年度繰越金を同額計上するものであります。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入は、歳出、総務費、政策推進費で計上した地域づくり研修会経費に対する北海道市町村振興協会の支援金60万円を計上するものであります。

歳入合計、既定額に311万7,000円追加し、総額を34億7,262万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

これで説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 歳出の5ページ、3款民生費の中の2目老人福祉費の高齢者事業団運営補助金55万ってありますけれども、この内容はどういう内容の補助金なのか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 高齢者事業団につきましては、この5月に事業団を立ち上げております。事業団の目的につきましては、高齢者のため、一般雇用になじまない、またはそれを望まないが、補助的、短期的な就業を通して自己の労働能力を活用し、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とするということで、5月1日付で高齢者事業団が立ち上がったものでございます。これにつきましては、現在会員につきましては12名の会員が登録をされており、それぞれの会員がそれぞれ得手とする仕事について登録をしまして、その業務を事務局に申し込みをすることによって業務の提供を行っていくという形になっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） そうしますと、これは道の方からも半額ぐらいの補助になっているから、それ相当の価値のある運営補助金だと思いますが、55万円の今補助する金額というのは、そういう団体の準備資金というのですか、そういうものに使われるのですか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） この55万円につきましては、道の補助規程に基づく補助金でございますが、補助の目的については人件費相当に係るものに対する補助ということでございます。今年度については11カ月なものですから55万と、年間で60万の事業費に対して道が2分の1、町村が2分の1という形で補助をされるものであります。な

お、この補助金につきましては、設置後5年間ということで、現在の補助制度の中では5年間の補助金の支給ということになっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今の高齢者事業団ですけれども、組織の形態として社会福祉協議会のうちの一組織なののでしょうか、それとも高齢者事業団という独立した組織の形態となるのでしょうか。

もう一点は、業務の提供をしているということでしたけれども、事業団の設立総会が開かれたということはわかっておりますけれども、団員の募集もしておりますけれども、高齢者事業団が業務を募集しているとか、そういうお知らせはまだないように思いますけれども、そのうち業務について民間とかいろいろなところから募集するのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 高齢者事業団につきましては、事務局は社会福祉協議会で担っておりますが、独立した団体でございます。

なお、周知の関係なのですが、今現在それぞれ登録をしていただいている会員がどういう業務ができるのか、取りまとめたところがございますので、近々旬報等でこういう仕事について引き受けできますということでの住民周知については団体の方から周知されるというふうを考えております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑ないようなので、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第26、議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計

補正予算につきましては、天北厚生園長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

説明の前におわびと訂正をお願いいたしたいと思いますが、一番後ろのページに資料というのが載っておりますが、これは印刷上のミスでありますので、この部分は削除しておいていただきたいなというふうに思います。

それでは、説明をさせていただきます。平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,283万4,000円とするものであります。

事項別明細書5ページ、歳出からご説明をいたします。1款知的障害者支援費、2目事業費におきましては、既定の予算額に334万2,000円を追加し、3,049万7,000円とするものであります。内容は18節の備品購入費において利用者実習送迎用車両、現在使っております10人乗りの車両1台を入れかえをするものであります。次に、厨房用缶切り器1台、これも入れかえをするものであります。次、ジェットタオル2台、これは厨房内のトイレ、それから医務室に各1台ずつ、2台を取りつけるものであります。2槽式洗濯機1台、6キログラム、これは1台が古くなって使えなくなったため入れかえするものであります。

歳出合計334万2,000円としたところであります。歳出の合計は、既定額に334万2,000円を追加し、2億7,283万4,000円とするものであります。

続きまして、4ページ、歳入についてご説明をいたします。2款分担金及び負担金、1目利用者負担金におきましては、既定の予算額に334万2,000円を追加し、5,171万2,000円とするものであります。内容は、1節の利用者一般負担金で334万2,000円を追加するところであります。

歳入総額、既定の予算額に334万2,000円を追加し、2億7,283万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第27、議案第9号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第9号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長(奥村文男君) 議案第9号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,721万円とするものであります。

5ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費で310万円を追加し、543万円とするものであります。これにつきましては、退職被保険者に係る高額療養費が1月から4月までの4カ月間において約200万ほどが支出されたことに伴いまして、今後の高額療養費の支出が不足するという状況に至ったことによりまして、今回310万円の追加をするものであります。

歳出合計、既定予算額2億4,411万円に310万円を追加しまして、2億4,721万円とするものであります。

歳入につきましては、3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金で310万円を追加をし、歳入歳出のバランスをとったところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第28、議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出の既決予定額に676万8,000円を追加して、収入及び支出の総額をそれぞれ5億3,621万6,000円とするものであります。

支出についてご説明申し上げます。5ページをごらんください。3目経費について676万8,000円を追加するものであります。修繕費としてCT装置の管球交換費用588万円を計上いたしました。管球交換につきましては、平成2年にCT装置を導入後、平成6年、平成13年に実施しており、今回が3回目の交換であります。5月23日の定期点検において指摘があったことによる交換であります。賃借料における一般撮影デジタル化システムリース料88万8,000円につきましては、8月から5年リースで導入するもので、このシステム導入によりデジタル化加算として1件当たり60点、金額にして600円の診療収入が算定できることとなります。これに伴い、当然患者負担も生じますが、これまでエックス線フィルムだけでは不鮮明であった細部の病変について画像をデジタル化した画面で見ることができるようになることから、診断技術が飛躍的に向上するものでございます。

収入についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。外来収益に676万8,000円を追加し、収入支出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 今デジタル化システムを5カ年リースで行うということですね

ども、そうしたらこの88万8,000円というやつはこの後4年間また払っていくということになるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 1カ月当たり11万1,000円の5年間ということで、ことしは8月から導入を予定しておりますので、8カ月分で88万8,000円ということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第29、発議第1号 道路整備に関する意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○8番（村山義明君） 発議第1号 道路整備に関する意見書（案）。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、中頓別町議会議員、石井雄一。

道路整備に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 道路整備に関する意見書（案）

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、いまだ十分とはいえず、高齢化、少子化が進展している中、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要

となっている。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。
- 2 道路特定財源の使途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。
- 3 安全・安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に道民の期待する道路整備を実現すること。
- 4 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本の見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早急に検討を行い、早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月19日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 道路整備に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、発議第2号 「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

星川さん。

○1番（星川三喜男君） 発議第2号。

平成18年6月19日。

提出者、中頓別町議会議員、星川三喜男。賛成者、柳澤雅宏。

「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書（案）

国鉄の分割・民営化が実施され、既に20年を迎えていますが、この不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月、最高裁判所が「国鉄の採用候補者名簿の作成にあたり不当労働行為があったとするならば、国鉄そして国鉄を引き継いだ清算事業団がその責任を免れない」との判断を下しました。

また、ILO（国際労働機関）は、2004年6月日本政府に対し、この最高裁判所の判断に留意し、「問題解決のため、政治的・人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。

さらに、昨年9月15日には、東京地方裁判所が『鉄建公団訴訟』判決の中で、「採用に当たって不当労働行為があった」として、司法の場で初めて不当労働行為を認め、慰謝料（期待権）の請求も認める判決を下しています。

このような状況下で20年の間に、問題解決を見ることなく他界した当事者は30名を超え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる実態を鑑みると、人道的見地からも、これ以上の長期化は避けなければなりません。

したがって、政府において、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真摯に受けとめ、解決に向けてすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月19日、北海道中頓別町議会議員、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣。

以上、よろしくご審議お願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第31、発議第3号 地方交付税制度の財源保障機能等を堅持し、真の地方分権改革推進を求める意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤田さん。

○6番(藤田首健君) 発議第3号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、藤田首健。賛成者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。

地方交付税制度の財源保障機能等を堅持し、真の地方分権改革推進を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方交付税制度の財源保障機能等を堅持し、真の地方分権改革推進を求める意見書(案)

2000年(平成12年)4月、地方分権一括法が施行され、地方分権に向けた抜本的な改革が始まった。

しかしながら、地方分権改革の実現において、最も重要な課題であった地方財政の自主性の確立は先送りされ、本来自ら決定すべき財政改革が政府の「三位一体の改革」に委ねられていることに関し、地方自治体の多くは大きな危惧を抱いている。

日本国憲法で保障された「地方自治の本旨」を活かし、発展させるためには、国の地方自治体に対する幅広い財源保障責任が明らかにされ、地方税や地方交付税といった一般財源の確保こそが実現されなければならない。

現在、経済財政諮問会議は、2011年度までにプライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字化を目指すとし、歳出・歳入一体改革の議論を進めている。素案の中では、基準財政需要額の見直しや算定基準の簡素化などで地方交付税の総額を抑制する必要性が打ち出され、「骨太の方針2006」(経済財政運営と構造改革に関する基本方針)に盛り込まれようとしている。

これに対し、全国町村議会議長会をはじめとする地方六団体は、6月7日、経済財政諮問会議の席上、12年ぶりとなる意見具申を行い、はじめに削減ありきの地方交付税見直し論に反対であることを表明した。

今日の地方自治体の財政危機の原因は、80年代末の日米構造協議により策定された公

共投資基本計画及び90年代に実施されてきた景気対策により、巨額の公共事業を押し進めて公的債務を急増させたことにある。

この経済政策により、国は自ら実施する公共事業だけでなく、地方債の発行とその元利償還の一部に充当される地方交付税措置を通じて、地方自治体の公共事業を誘導してきた。これに加えて、所得税や法人税率の引下げを行ったため、国と地方の税収は大きく減少したことを忘れてはならない。

その一方で、福祉や教育などの公共サービス分野で地方自治体の財政負担は増加しており、「三位一体の改革」は、国の財政再建を優先させ、地方にそのつけを回そうとする「歪んだ改革」との疑念を払拭できない。

多くの地方自治体、とりわけ小規模市町村では、国に先駆けて多岐にわたる行財政改革に取り組み、血の滲むような歳出削減努力を続けている。

地方の行財政改革による成果は、地方交付税の削減という形で国の財政再建に利用するのでなく、それぞれの地域再生のために使われるべきである。

本町議会は、地方交付税が国から恩恵的に与えられるものではなく、自治体固有の財源であることを再認識し、真の地方分権改革の推進のため、次のことを政府に求めるものである。

#### 記

1 国の財政の歳出削減の一環として、地方固有の財源である地方交付税を一方的に削減することをやめること。

2 地方六団体の「地方分権の推進に関する意見書」の趣旨を尊重し、財源保障機能と財政調整機能を併せ持つ地方交付税の本質を重視した制度改革を実現すること。

3 国と地方の役割分担、地方の税財政制度や国庫補助負担金改革などの決定プロセスに地方の代表者の参加を保障し、協議をつくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成18年6月19日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、金融・経済財政政策担当大臣。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 地方交付税制度の財源保障機能等を堅持し、真の地方分権改革推進を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 続きます。日程第32、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件について、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおりの申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがいまして、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成18年第2回中頓別町議会定例会を閉会にいたします。

（午後 3時20分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員